

令和4年 3月定例会

綾川町議会会議録

(第 1 回)

令和4年 2月28日開会

令和4年 3月18日閉会

綾川町議会

令和4年 第1回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第14号

令和4年2月28日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第1回定例会を招集する。

令和4年 2月21日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 4年 2月28日 午前10時00分

閉会 令和 4年 3月18日 午後 0時06分 (会期19日間)

第1日目 (2月28日)

出席議員13名

1番 三好東曜
2番 松内広平
3番 十河茂広
4番 植田誠司
5番 西村宣之
7番 三好重徳
8番 岡田芳正
9番 井上博道
11番 福家 功
12番 福家利智子
13番 横井 薫
14番 鈴木義明
15番 河野雅廣

欠席議員 2名

6番 大野直樹
16番 安藤利光

会議録署名議員

13番 横井 薫
14番 鈴木義明

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	水 谷 香 保 里
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	戸 城 静 佳

地方自治法 121 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
参 事 兼 総 務 課 長		松 本 正 人
支 所	長	宮 脇 雅 彦
税 務 課	長	宮 本 佳 和
学 校 教 育 課 長		宮 前 昭 男
生 涯 学 習 課 長		岡 下 進 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長		横 井 邦 洋
建 設 課	長	辻 井 武
経 済 課	長	福 家 勝 己
副 支 所 長 兼 長 柄 ダム 再 開 発 事 業 推 進 室 長		松 原 敏 和
住 民 生 活 課 長		緒 方 紀 枝
保 険 年 金 課 長		土 肥 奈 緒 美
陶 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長		土 肥 富 士 三
健 康 福 祉 課 長		高 嶋 健 一
子 育 て 支 援 課 長		久 保 田 真 人

傍聴人 10人

議 事 日 程

2月28日（月）午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 令和4年度施政方針
- 第 4 議案第 1号 綾川町地域振興基金条例の制定について
- 第 5 議案第 2号 綾川町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の全部改正について
- 第 6 議案第 3号 綾川町職員の定数に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4号 綾川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5号 綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 6号 綾川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第10 議案第 7号 綾川町学校給食共同調理場条例の一部改正について
- 第11 議案第 8号 綾川町民体育施設条例の一部改正について
- 第12 議案第 9号 綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について
- 第13 議案第10号 綾川町医療費助成条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 綾川町認定こども園条例の一部改正について
- 第15 議案第12号 綾川町下水道条例の一部改正について
- 第16 議案第13号 綾川町消防団条例の一部改正について
- 第17 議案第14号 令和4年度綾川町一般会計予算について
- 第18 議案第15号 令和4年度綾川町町営バス運送事業特別会計予算について
- 第19 議案第16号 令和4年度綾川町国民健康保険特別会計予算について
- 第20 議案第17号 令和4年度綾川町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 第21 議案第18号 令和4年度綾川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第22 議案第19号 令和4年度綾川町介護保険特別会計予算について
- 第23 議案第20号 令和4年度綾川町火葬事業特別会計予算について
- 第24 議案第21号 令和4年度綾川町墓園事業特別会計予算について
- 第25 議案第22号 令和4年度綾川町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第26 議案第23号 令和4年度綾川町下水道事業特別会計予算について
- 第27 議案第24号 令和4年度綾川町育英事業特別会計予算について
- 第28 議案第25号 令和4年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計予算について
- 第29 議案第26号 令和4年度綾川町介護老人保健施設事業会計予算について
- 第30 議案第27号 令和3年度綾川町一般会計補正予算（第7号）について
- 第31 議案第28号 令和3年度綾川町町営バス運送事業特別会計補正予算（第1号

- について
- 第32 議案第29号 令和3年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第33 議案第30号 令和3年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 第34 議案第31号 令和3年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第35 議案第32号 令和3年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第36 議案第33号 令和3年度綾川町火葬事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第37 議案第34号 令和3年度綾川町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第38 議案第35号 令和3年度綾川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第39 議案第36号 令和3年度綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第40 諮問第1号 綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第41 報告第1号 寄附金の受納について
- 第42 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について

追 加 議 事 日 程

- 第43 議案第37号 綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第44 議案第38号 令和3年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第45 報告第2号 寄附金の受納について
- 第46 発議第2号 ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

3 月 定 例 会 日 程 表

議会運営委員会 令和4年2月

月 日	会 議 時 刻	場 所	会 議 の 区 分
2月28日(月)	午前 9時30分	第2会議室	議会運営委員会
	午前10時	綾南農改センター 2階多目的ホール	本会議 議会運営委員長報告 施政方針及び提案説明 委員会付託
3月 1日(火)	午前 9時	綾南農改センターホール	全員協議会 新年度予算概要説明 等
3月 8日(火)	午前 9時30分	綾南農改センターホール	本会議 一般質問
	本会議終了後	綾南農改センターホール	全員協議会
	全協終了後	第2会議室	議会広報編集特別委員会
3月 9日(水)	午前 9時30分	綾南農改センターホール	総務常任委員会
3月10日(木)	午前 9時30分	綾南農改センターホール	厚生常任委員会
3月11日(金)	午後 1時30分	綾南農改センターホール	総務常任委員会(予備日)
3月14日(月)	午前 9時30分	綾南農改センターホール	建設経済常任委員会
3月15日(火)	午後 1時30分	綾南農改センターホール	厚生常任委員会(予備日)
3月16日(水)	午前 9時30分	綾南農改センターホール	学校等再編整備調査特別委員会
	特別委員会終了後	綾南農改センターホール	全員協議会
3月17日(木)	午前 9時30分	綾南農改センターホール	建設経済常任委員会(予備日)
3月17日(木)	午後 1時30分	綾南農改センターホール	学校等再編整備調査特別委員会 (予備日)
3月18日(金)	午前 9時	第2会議室	議会運営委員会
	午前 9時30分	綾南農改センターホール	全員協議会
	午前10時	綾南農改センター 2階多目的ホール	本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 総務 厚生 建設経済 学校等再編整備調査特別 採 決

☆議案発送は 2月21日(月)の予定です。

☆一般質問・総括質問の通告〆切りは3月3日(木)正午です。

☆新型コロナウイルス感染予防対策のため、次の点にご留意下さい。

- ①本会議の出席者について、初日(2/28)及び中日(3/8)は通常時の出席者とし、
最終日(3/18)は議員全員、3役、参事兼総務課長、事務局長、書記のみとする。
- ②会期中は、全員マスク着用を含む咳エチケット、石鹼や消毒液による手洗いを徹底すること。
- ③会議には、各自で筆記用具を用意すること。

令和4年 第1回 綾川町議会定例会 第1日目

2月28日 午前10時00分開会

- 議長（河野）おはようございます。開会前に、6番、大野直樹君、16番、安藤利光君より、本日欠席届が出ております。只今、出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、只今から、令和4年第1回綾川町議会定例会を開会致します。
- 議長（河野）今定例会も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、主に、このホールにての開催と致します。なお、本会議の録画用ビデオカメラの撮影と議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。
- 議長（河野）ここで、皆さんにご報告申し上げます。
- 議長（河野）川崎泰史君より、12月31日付をもって議員を辞職する旨の辞職届が去る12月20日に提出され、地方自治法第126条の但し書きの規定により、12月24日これを許可しましたので、ご報告致します。
- 議長（河野）これより本日の会議を開きます。
- 議長（河野）日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、13番、横井薫君、14番、鈴木義明君の両名を指名致します。
- 議長（河野）日程第2「会期決定について」を議題と致します。
- 議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、三好重徳君。
- 議会運営委員長（三好重）はい、議長。
- 議長（河野）三好君。
- 議会運営委員長（三好重）7番三好です。
- 議会運営委員長（三好重）おはようございます。只今、議題となりました、今定例会の会期等につきましては、去る、2月7日午前10時、また本日午前9時30分より、第2会議室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員4名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本参事の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要、及び諸行事等を考慮して、本日より3月18日金曜日までの19日間と致したいと思っております。また、今定例会に提案された議案は、執行部から、「条例案件」において、「新規制定」が1件、「全部改正」が1件、「一部改正」が11件の、計13件。また、「予算案件」として、一般会計及び特別会計の令和4年度予算案13件、令和3年度各会計の補正予算案10件の、計23件、「諮問案件」1件、「報告案件」1件の、合計38件であります。議会からは、「継続審査の申し出」の1件が提案されており、お手元の議事日程のとおりであります。

次に、今 定例会の会期中における、会議の予定についてご報告致します。本日の日程は、この後、町長より「施政方針」、及び提出議案に対する「提案理由」の説明を受けた後、各議案を所管する常任委員会に付託し、散会と致したいと思います。

明日3月1日、午前9時より「全員協議会」を開催し、令和4年度の「当初予算案」等に係る概要説明を受けることとしております。翌3月2日から7日までを休会とし、8日、午前9時30分より「本会議」を再開し、「一般質問」を通告順に行った後、散会と致します。その後、「全員協議会」、続いて「議会広報編集特別委員会」を開催願うことと致しました。

なお、「一般質問」、及び「総括質問」の通告期限は、3月3日 木曜日の正午と致したいと思います。

会期中の常任委員会、特別委員会の開催日程ですが、3月9日、午前9時30分から、及び、11日、午後1時30分から「総務常任委員会」を、3月10日、午前9時30分から、及び、15日、午後1時30分から「厚生常任委員会」を、3月14日、午前9時30分から、及び、17日、午前9時30分から「建設経済常任委員会」を、3月16日、午前9時30分から、及び、17日、午後1時30分から「学校等再編整備調査特別委員会」を、それぞれ開催願うことと致しました。3月18日を今定例会の最終日とし、午前9時より、「議会運営委員会」、9時30分より、「全員協議会」を順次開催した後、午前10時より「本会議」を再開し、各委員長報告の後、「質疑」、「討論」、「採決」と進め、今定例会を閉会致したいと思います。以上が、今定例会の会議日程等であります。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力願いますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告と致します。

○議長（河野）お諮り致します。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの19日間と致したいと思います。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月18日までの19日間と決定致しました。

○議長（河野）日程第3「令和4年度施政方針について」、町長の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）おはようございます。只今より、令和4年度施政方針を述べさせていただきます。本日開催されました、令和4年綾川町議会第1回定例会におきまして、令和4年度一般会計及び特別会計予算並びに諸議案のご審議をいただくにあたり、町政運営に対する、私の施政方針を申し述べます。

まず、全ての町民の皆さまに、これまでの新型コロナウイルス感染拡大防止に対するご理解とご協力に対しまして心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染との闘いは、長きにわたり、我々の身心に深くダメージを与え続けてきました。これまで全国に発出された緊急事態宣言は、合計3回に及びました。緊急事態宣言の解除の度に、平穏な日常が戻り、みんなの笑顔があふれる生活ができると期待してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからず、現在も私たちは、第6波と闘っております。現在、新型コロナウイルスの感染状況は、収束の兆しが見えない状況になっています。1月21日に香川県にまん延防止等重点措置が適用され、綾川町を含む県下全域を措置区域として3月6日までを期間として感染拡大防止対策の強化が図られています。香川県独自の警戒レベルは、「感染拡大防止対策期」になっております。

このような状況の中、少しでも早い対策として、1月22日から3回目のワクチン集団接種を開始しました。また、5歳以上11歳未満の方への接種に向けた接種体制も進めています。ワクチン接種の接種状況ではありますが、2月18日現在で、12歳以上の接種対象者の3回目接種率は、20.7%となっております。

オミクロン株等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、公的機関、医療機関、教育機関などでも感染者や濃厚接触者が発生し、自宅療養者などが増加により、身近な住民サービスを縮小・中断せざるを得ない事態となっております。

また、国は、2月3日付けで感染拡大に備えた地方公共団体の機能維持及び必要な業務継続については、組織全体として必要な業務体制の確保を緊急かつ迅速に実施するよう通知が出されました。綾川町においては、いち早く、1月24日から職員が分散して勤務をしております。これは、綾川町新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画に基づき、「町民の生命・身体の保護を最優先する」、「町民の生活に必要不可欠な行政サービスを維持する」、「業務継続のため必要な体制を整える」の基本方針により、行政を停滞させないことを確認し、取り組んでいるものであります。

町民の皆さまには、引き続き「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした感染予防の徹底をお願い致します。

また、喫緊の課題であります人口減少対策も歩みを止めることなく、継続していかなければなりません。「綾川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策を進め、取り組み事業の成果を検証し、関係部署の横断的連携により、チーム綾川で進めて参ります。

住民が安全・安心に暮らし続けることのできる定住環境を整えることを目指した将来像は、『いいひと いいまち いい笑顔～住まいる あやがわ～』であります。それには、あらゆる人が活躍できるよう、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザイン、バリアフリーを採用するとともに、全ての事業において持続可能なまちづくりに取り組

むSDGsの視点を常に考え、住みよさを実感できるまちづくりを目指して参ります。

それでは、令和4年度の町政運営における重点施策について、申し述べさせていただきます。

重点施策の第1は、「新型コロナウイルス対策」についてであります。

新型コロナウイルス対策として「感染症及び感染症拡大防止対策」と「地元経済支援対策」の両立が重要であります。三密の回避やワクチン接種による「感染予防」、経口薬・治療薬による「重症化予防」、また、「コロナウイルス」の特性を正しく知り、正しく対応すべく国の情報を的確に住民へ周知し、ウィズコロナの時代において一日でも早くコロナ前と同様な経済活動が行えるよう町をあげて取組んで参ります。

まず、「感染症及び感染症拡大防止対策」としては、PCR検査体制の維持とワクチン接種であります。一昨年より綾歌地区医師会の協力を得て、PCR検査センターを開設運営して参りました。今後も感染状況をみながら継続運営して参りますが、今後、町内数ヶ所を取組んでおります医療機関での検査につきましても検査医療機関の拡充に向けて綾歌地区医師会との協議を進めて参ります。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策の決め手となる、ワクチン接種をできるだけ早期に、かつ、円滑に接種していただけるよう接種時期や方法などの情報を提供し、綾歌地区医師会をはじめ関係機関と連携しながら、全庁あげて準備、実施して参ります。また、インフルエンザとの同時流行を抑制し地域医療体制を維持するため、65歳以上と高校生相当年齢までの「インフルエンザ予防接種費用助成」を継続致します。

また、「移動支援事業」として令和2年度より実施しております「あんしんタクシー助成事業」は、多くの高齢者や障害者、妊産婦の方々に利用いただいております。今後も安心して外出ができるよう関係機関と連携しながら取組んで参ります。

学校、こども園、放課後児童クラブ等でも感染症対策の徹底に引き続き取組んで参ります。施設において感染が発生した場合は、早期に拡大防止の対策を十分に取りながら、引き続き家庭での保育などが難しい子どもに対し、必要な施策の維持に努めて参ります。

次に、コロナ禍での「地元経済支援対策」も同時に進めて参ります。

創業支援制度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により打撃を受けた事業者救済のため、新規創業に加えて、事業転換も補助対象とすることとし、対象業種も拡大して参ります。

令和2年度より2年間にわたり、業績が悪化した中小企業者等を対象とした「中小企業者等事業継続支援臨時給付金」を給付し、支援を行って参りましたが、これからは、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、業績向上に資する創意工夫を行った前向きな中小企業者等を支援する制度を検討して参ります。

この他「中小企業者等事業継続支援利子補給事業」「中小企業振興資金利子補給事業」も継続し、経営支援を行って参ります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況や、国・県の動向を注視しながら、事業者への効果的な支援制度も検討して参ります。

す。

また、地域経済の活性化及び新しい生活様式に対応したキャッシュレス決済を進めることを目的として、昨年8月にスマホ決済ポイント還元事業を実施しました。その結果、本町に多くの集客があり、交流人口の増加にも繋がっております。今後のキャッシュレス決済の推進にあたっては、集客施設があることや「移動スーパー イーフ」の普及など、イオンとの連携が重要になって来ると考えられることから、新たなキャッシュレス決済事業について検討し、広く町内事業者への普及及び消費者のキャッシュレス決済への転換を促進して参ります。

さらに、令和2年度・3年度にご好評をいただいた「あやがわスマイル応援券」についても、継続して発行し、さらなる消費喚起による地域経済の活性化に努めて参ります。

重点施策の第2は、「過疎地域活性化事業」についてであります。

先にも述べましたが、人口減少対策は、喫緊の課題であります。

令和2年度から第2期「綾川町人口ビジョン」、「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでおります。その人口ビジョンのなかで、本町の将来人口は、令和7（2025）年に約22,300人、令和42（2060）年に約20,000人を維持することを目標としています。しかし、第2期総合戦略の最終年度の令和6年度の目標人口は、約22,450人ですが、令和4年1月1日現在で、22,368人となっています。早急に施策を打つ必要があります。

四国新聞で掲載されましたが、令和4年2月に令和2年の国勢調査の確定値が出ました。綾川町の人口は、22,693人でありました。綾川町の前回の国勢調査からの5年間で人口は、917人の減少、増減率は、減の3.9%でした。さらに、旧綾上町の人口増減率は、減の10.5%となっています。過疎地域の加速度的な人口減少問題にも早急に対応する必要があります、地域の潜在能力を活かした活性化を図る必要があります。

令和3年度に策定した「綾川町過疎地域持続的発展計画」に基づき、過疎地域の活性化を図るため、様々な視点から過疎地域活性化推進事業を展開して参ります。令和3年度をもって廃止する山田こども園分園、閉校する綾上中学校の跡地利用については、様々な制約がある中、地域の活性化に繋がるよう、綾上地区だけでなく、町全体の課題と捉え、地域利用や民間活力の活用も視野に、関係機関との連携を図りながら有効利用に取り組んで参ります。また、昨年度より債務負担行為による予算対応をしている西分体育館改修工事については、地元の活性化に繋がる施設とするため、基本計画を策定し、進めて参ります。

また、現在3名の地域おこし協力隊が活動しており、綾上地区の地域資源などの魅力を再発見するとともに地域課題の解決への取り組みを地域おこし協力隊がサポートしていくことで持続可能な地域づくりを目指していきます。移住・定住をはじめ、地域振興及び魅力発信等を図ることにより、交流人口の拡大や町外に住みながらも綾川

町に継続的に関心をもって関わっていただく「関係人口」の創出を図り、将来的には移住・定住へと繋げていくことができるよう取組んで参ります。

また、11月に開催を予定している山なみ芸術祭については、同年に開催される瀬戸内国際芸術祭と連携し、PRを行うとともに、町全体の「山なみ」を視野に入れ、芸術の振興だけではなく、綾上地区の地域活性化や交流人口を増加させ、賑わいづくりをおこなって参ります。

全国高等学校総合体育大会の自転車ロードレース競技が、わが町で本年8月に開催されることが決定しています。一過性の大会に終わらないように地域の活性化に結びつけて参ります。

これらの各事業を過疎地域活性化事業として結び付け、地域の皆さんと共に取組んで参ります。

次に、令和4年度町政運営における主要施策について、綾川町第2次総合振興計画に沿って、主要施策の概要を申し述べさせていただきます。

まずは、「誇り・愛着（人づくり・地域づくり）」であります。

住みよい地域社会の実現を目指すためには、地域の課題を地域で解決する住民自治の土壌づくりがより一層重要となって参ります。

この2年間、コロナ禍にあり、地域活動が制限されるなど大きな影響を受けており、そのためにも新たなコミュニティのあり方として、小学校区などを単位とした地域活動や防災活動など自主的なまちづくり活動を行う組織を立ち上げ、それぞれの地域の特色を活かし課題解決に繋げていく地域コミュニティ事業を展開して参ります。

また、綾川町に暮らす外国人住民は、年々増加し、外国人住民と日本人住民とが助け合い、共に安心して暮らせるまちづくりが求められています。国籍などの異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていく多文化共生のまちづくりを進めて参ります。香川県と香川県国際交流協会と連携し、本町をモデル地域として、技能実習生をはじめとする町内在住の外国人住民と日本人住民との交流促進を中心とするまちづくり事業を進めて参ります。

昨年、「多様性と調和」の尊重を掲げた東京オリンピック・パラリンピックにおいて、性的少数者であることを多くのアスリートが公表していたことは、記憶に新しいことと思います。多くの国々が、性的少数者の人権保護を強化するため、法整備等、様々な取組みを展開しております。日本においても、このような動きは出てきておりますが、まだまだ性的少数者にとって住みやすい環境とは言えません。

現行の憲法では、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と定められており、同性カップルについては想定されておられません。同性カップルの婚姻を認めるために憲法改正は、わが国の家族の在り方の根幹にかかわる問題もあり、広く国民の理解を得るためにももう少し時間が必要であります。そのため自治体にて、そのような同性カップルを救おうと条例や要綱等を定める動きが全国的にでてきております。

本町においても、性的少数者が自分らしく、互いを人生のパートナーとして安心し

て暮らせるように、同性カップルの関係を公的に認める「同性パートナーシップ宣誓制度」を令和4年4月1日より導入して参ります。

また、本町では、あらゆる差別の撤廃と人権の確立を誓い、人権尊重の町とすることを宣言しております。人権教育・啓発におきましても、引き続き人権尊重の意識の高揚を図り、差別をしない、差別を許さない人材育成に努めて参ります。

また、コロナ禍における差別や中傷に対する啓発として、本町はもとより県内の団体、個人と連携して、NOコロナハラスメントを実施しております。より多くの町民の皆さまにご理解をいただき、不当な差別や偏見、誹謗中傷のないよう啓発に努めて参ります。

「学校教育」におきましては、これまでの重点施策として取組んで参りました「中学校の再編整備」における「綾川中学校」が本年4月に開校致します。少子化により、児童生徒数が減少する中での、望ましい学習環境を構築し、次代を担う子ども達が個性豊かにたくましく育つことができるよう、「綾川中学校」が教育基盤となり、一日でも早く子ども達が安心して新しい環境に慣れるよう、また、子ども達が愛着を持ち、誇れる学校となるよう取組んで参ります。

また、GIGAスクール構想で整備された、タブレット端末の活用促進を図り、子ども達に、社会に出て役立つ情報活用能力を養うとともに情報モラル教育を充実させ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急時にも対応できるよう、家庭への持ち帰り活用にも努めて参ります。学校でのICT機器等を有効活用した実践の成果と課題を踏まえ、子どもたちの豊かな心と、確かな学力の育成を目指して、学習環境の更なる充実に取組んで参ります。

また、児童生徒の安全・安心のための施設整備として、本年度から綾上学校給食調理場の厨房機器を年次計画により順次更新し、子どもたちへの安全・安心な給食供給を行って参ります。

そして、本町の学校での新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としましては、これまで、消毒用アルコール、アクリルパネルの設置、加湿機能付き空気清浄機やサーマルカメラの整備など様々な対策を講じて参りましたが、今後も気を緩めることなく、更なる対策を実施し、子どもたちの安全と学びの環境の保障に努めて参ります。

次に、スポーツ推進については、令和3年度に「綾川町スポーツ推進計画」を策定しました。推進計画では、町民みんなで「スポーツを楽しもう」「スポーツ施設を使おう」「スポーツで高め合おう」の3つの柱を宣言し、今後計画に基づき、町民とともに、各課連携し施策を展開して参ります。

まず、社会体育施設の整備につきましては、ソフト面では、総合運動公園及びふれあい運動公園の2施設でインターネット予約を開始し、ネット上では全施設の予約状況が閲覧できる環境を整備して参ります。ハード面では、ふれあい運動公園は、広場及びトイレ改修、総合運動公園は、テニスコート改修を行い、より使いやすい施設整備を計画的に進めて参ります。

地区公民館は、生涯学習推進の拠点だけではなく、今後、地域住民の交流の場、地域づくりの拠点、災害時の避難所、地域活性化の施設としての機能充実に推進して参ります。その中で、ウィズコロナの新生活様式における生涯学習推進について、ICT教育の推進は必要であり、オンライン講座や映像による学習のための環境整備を検討するとともに、幅広い年代の方々に気軽にデジタル機器を利用できるための学習機会も提供できるよう検討して参ります。

平成24年から指定管理にて運営を開始し、本年10周年を迎える図書館事業については、文化事業とコラボした記念事業を開催し、文化振興及び賑わいづくりを推進するとともに、利用しやすい情報の拠点としての運営を目指して参ります。

文化振興におきましては、「滝宮の念仏踊」が、全国41件で構成される「風流踊」のひとつとして、本年11月、ユネスコ無形文化遺産に登録される予定であり、本町をあげてPR活動を行います。また、大切な文化遺産を次世代に継承していくために、継承者育成や、資料の整備、備品整備の支援など、保存会への支援を積極的に行い、継承、振興に努めるとともに、今後、県内外から多くの方が来町されることを見込まれることから、観光など地域の活性化にも大きな役割を果たすことから、活動拠点としての記念館の設置を検討して参ります。

また、重要文化財「木造十一面観音立像」については、国・県の指導を受け、生涯学習センター展示室の環境改善を進め、早期の展示復帰に努めて参ります。

少年育成センターについては、職員を増員し、様々な要因により、通学できない子ども達に、通学ができるきっかけを与えられるよう、手厚く支援できる体制を整えます。

環境について、住みやすい・住みたい町に発展させていくためには、環境の保全などにも取り組んでいく必要があります。持続可能な開発目標である『SDGs』の視点(理念)を積極的に取り入れて参ります。

SDGsには、17の目標がありますが、環境面からは、この中の目標として、『エネルギー』『気候変動』『海や陸の豊かさを守ること』などが求められております。

現在、『綾川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)』の見直しを行っており、本庁の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に全職員が一丸となって取り組んで参ります。

さらには2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ社会の実現を効果的に推進していくために、町民、事業者と一体となって取り組む「ゼロカーボンシティ」宣言を目指して進めて参ります。

また、ゴミのない、みどり豊かな美しいまちづくりを推進するため、町民や地域団体、事業者のボランティアによる清掃活動及び自然環境保護・推進を支援する『綾川町グリーンボランティア制度』を新たに設けます。

町内の美化に努めることにより、美化意識の高揚、新たな地域の繋がりもでき、ボランティアによる自主的な活動がさらに活発になるよう、取り組んで参ります。

次に「おもいやり(安心づくり)」についてであります。

「保健事業」では、コロナの影響により健康づくりの入り口となるがん検診や特定健診等の受診率が、コロナ流行以前と比べ低下しております。がん検診や特定健診等の受診は、コロナ禍においても早期発見・早期治療で救える命を失わないよう、感染対策をとりながら、安心して受診できる体制づくりに努めて参ります。

特定健診受診者には、ご自身の健診結果に、より関心を持っていただくために、「健康年齢」をお知らせします。「健康年齢」は、全国の160万人を超える医療と健診結果のビッグデータを利用し、健診結果に基づき1年後の医療費を予測し、その医療費が何歳に相当するかを換算したものです。からだの健康状態への興味を高め、病気の発症予防や重症化予防に繋がるよう、意識の向上に向けてさらに推進していきます。また、後期高齢者の保健事業につきましても、保健事業と介護予防を一体的に取り組みながら、健康寿命の延伸を目指して取り組んで参ります。楽しみながら健康づくりに取り組めるよう「県のマイチャレかがわ」と連動させた綾川町版を継続実施致します。

次に、がん患者支援事業（アピアランスケア事業）として、がん治療の影響により脱毛等外見の変化に対する不安及び経済的負担の軽減を図るため、補整具の購入費用の一部について、県の制度に上乘せし助成して参ります。また、一部がん検診の予約方法について、従来の電話予約に加えて、Web予約システムが活用できるよう体制を整備して参ります。

コロナ禍で従来以上に、うつ傾向のある方が増えている状況ですが、自殺対策については、「綾川町自殺対策計画」に基づいて「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、自殺対策推進会議を継続開催し、各種団体や関係機関との連携を図ります。また、ゲートキーパー（命の門番）養成研修を開催し、身近な人や地域でうつ傾向などに早期に対応できるよう見守りや気づきを強化するなど環境づくりを推進致します。

また、ひきこもり問題については、本人や家族だけでは解決することが難しく、状況を改善するには家族全体を支えることが重要です。そこでひきこもり状態にある方や家族等への支援に繋げるための相談窓口の明確化・周知、ひきこもりの早期発見や、本人や家族のニーズを把握し、その家族を支えるためのネットワークとして『綾川町の市町村プラットフォーム』を設置し、ひきこもり状態を脱して社会参加していただくための支援を一体的に行います。

「母子保健事業」では、不妊治療が保険適用となるため、保険適用外の治療費について助成事業を継続します。また、新たな取り組みとして、弱視等眼科疾患の早期発見のため、乳幼児健診に屈折検査機器を導入して、より安心して妊娠・出産・育児が行えるよう支援して参ります。

高齢になっても住み慣れたこの町で人生の最期まで暮らし続けられるためには医療や介護、予防等の支援体制が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要であります。特に医療体制については、かかりつけ医による医療に加え、急病やケ

ガをした場合でも安心して医療が受けられるよう病院との連携体制の強化に努めます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題、そして2040年に向けての高齢者対策、並びに健康増進の場を希望する声にこたえるため、「民設・民営方式」での健康増進施設（フィットネスクラブ）の誘致実現に向けて、鋭意努力を重ねて参ります。

国民健康保険は、国民皆保険の基盤であり、構造的に低所得者や高齢者の加入割合が大きく、医療費が高いといった問題を抱えております。本町の65歳以上の加入割合は県内トップであり、一人当たりの医療費も年々増加し、高い水準に位置しております。

制度面におきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、4年を迎えようとしています。現在も将来の県内保険料率統一に向けての議論を重ねているところではありますが、統一までは、県の示す標準保険料率を参考に、市町ごとに保険税を決定する仕組みであり、本町はこの4年間の県への事業費納付金及び保険税収納額、財政調整基金等、国保の財政状況を鑑み、また、国保運営協議会のご意見もお聞きし、令和4年度において、保険税率を引き下げ改定することと致しました。この改定により国保に加入されている全世帯の負担を少しでも減らして参りたいと考えております。

令和4年度におきましては、総務省が進める自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を本町においても推進致します。具体的には、国が定める子育て・介護・被災者支援関係の27の手続きについてオンライン化することとします。あわせて、国が期限とした令和7年度までに基幹システムの標準化・共通化を実施するための、分析調査を実施し、他の自治体に遅れることなく取組んで参りたいと考えております。あわせて、香川県が推進する自治体や民間企業が共同で課題解決を目指す「かがわDX Lab」にも積極的に参加し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を起爆剤とした政策、改革に取組んで参ります。

また、国が推進する施策以外としても、公共施設の電子予約を令和4年4月から開始することとしており、さらなるオンライン化を推進して参ります。

社会保障では、政府は、令和4年度末までに、マイナンバーカード取得率100%を目指しております。本町におきましても、既に休日の開庁や、企業・公共施設等への出張申請サポートを行い、令和4年2月6日現在で、申請率は53.3%、交付率48.5%となっております。マイナンバーカードの活用として医療機関での保険証としての利用、また、今後運転免許証との一体化、マイナンバーカードを利用した転入・転出手続きのワンストップ化も始まります。本町におきましても更なるマイナンバーカードの利用促進のため、コンビニにて平日時間外や休日も住民票・印鑑証明・所得課税証明の交付が全国どこでも取得可能となるようコンビニ交付システムを構築致します。

次に、出会いの場から結婚・出産・子育てがより楽しいまちにするための施策を展開します。まず、出会いの場から結婚支援については、「かがわ縁結び支援センター」のマッチングシステムを通じて、個別マッチングを行っていますが、町内在住の登録者に対し、新たに入会登録料の一部を補助し、町内在住の登録者の増加に繋げ、未婚化・晩婚化の解消に努めます。その結果、結婚新生活支援事業補助金をはじめとした各種移住・定住補助制度を活用してもらい、移住・定住に繋げて参ります。

町内に居住する全ての子どもとその家庭を対象に、必要な支援を行う子ども家庭総合支援拠点を、令和2年4月に子育て支援施設「きらり」に設置しました。この拠点は、綾川町要保護児童対策協議会の調整機関として関係機関との連絡調整を行うとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」としての役割も持っています。支援拠点においては、児童とその家庭及び妊産婦に係る実情の把握や情報の提供、相談等、要支援児童及び要保護児童等の包括的な支援を行っており、児童虐待の発生防止、早期発見に繋がっています。引き続き関係機関との連携を強化し、一体的な支援に努めて参ります。

また、未就園児の遊びの場や保護者同士の交流の場、子育て支援情報の発信や気軽に子育て相談ができる地域子育て支援拠点として、子育て支援センター「しいのき」、「にじ」、南原児童館、子育て支援施設「きらり」が連携し、それぞれの施設が特色を活かしながら子育て中の親子をサポートできるよう引き続き運営して参ります。

また、令和4年度からは、小学校・中学校入学時に入学祝金として1万円を新たに給付するとともに、子育て世帯を支援する事業として出産祝金、こども園の同時入所第2子以降の保育料無償化、一時保育、土曜日保育、休日保育、たかまつファミリーサポートセンター事業の利用料一部補助、チャイルドシート購入補助金など、町独自の子育て事業を継続し「子育てしやすいまちづくり」に取り組んで参ります。

また、第2期綾川町子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てができる環境づくりに取り組んで参ります。

まず、こども園において、新たに情報通信技術（ICT）を活用した保育業務システムを導入致します。これは、保護者が園児の欠席連絡・健康状態管理等をスマートフォン等から専用アプリに直接入力することで、電話や紙でのお知らせを省くことができ、利便性の向上と効率化を目指します。

また、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用し、保育現場等で働く保育教諭等や放課後児童クラブ支援員の処遇改善対策を実施して参ります。

施設整備としては、3歳児未満児の入園希望者が年々増加する中、羽床上こども園大規模改修工事を実施し、沐浴室、調乳室等を新たに整備し、0歳児を受入れできる環境整備を図って参ります。また、令和2年度から、かがわ健やかこども基金を活用し整備している遊具については、羽床上こども園、子育て支援施設「きらり」に低年齢児向けの遊具を新たに設置し、安全で安心なこどもの遊び場づくりを進めます。

放課後児童クラブは、利用者が年々増加している中、特に支援が必要な子どもも増

加しており、対象児へのきめ細やかな支援体制がつくられるよう加配支援員を配置し、引き続き民間事業者の専門的な知識と技術を活用しながらサービスの向上に努めて参ります。

また、ひとり親家庭等の支援としては、小学生を対象に実施している「綾川町ひとり親家庭等学習支援事業」を継続し、経済的な格差が進学に影響を与えることがないよう取組んで参ります。

さらに、安心して子育てができる環境づくりとして、「子育て支援医療費」の支給対象年齢を、「18歳に達する日以後最初の3月31日まで」に拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減に努めて参ります。また、「ひとり親家庭等医療費支給事業」を含め、現物支給方式により、対象者の利便性の向上に努めます。

次に、「介護保険事業」におきましては、第8期介護保険事業計画の2年目となります。経済的な負担軽減を図りながら、今後も安定的な運営を行い、持続可能な制度とするためには、介護保険サービスが適切に行えるように、相談対応や普及啓発に努めること、また利用者の自立支援・重度化防止に沿ったケアプランを作成することにより、介護給付費の適正化に努めることが重要であります。コロナ禍により活動量が低下し認知症や筋力低下が懸念されます。今後も身近な地域での通いの場づくりなどの介護予防事業を推進していきます。

また、「高齢者の生活支援」では、買物やゴミ出しの課題があります。「買物支援」については、町がイオンリテール、町商工会と連携して運行を開始した「移動スーパー イーク」があります。生鮮食品、冷凍食品、日用品など約500品目といった多くの商品を積み、注文にも対応するなどの利便性や、コロナ禍でも安心して買物ができるということから利用者からは大変好評をいただいております。またこの事業では、高齢者の生活支援だけではなく、見守りや地域との交流にも繋がるという、相乗効果をもたらしております。現在、綾上地区を中心に29カ所で実施しております実施箇所を2台の販売車を活用し、綾南地区の全地区を対象に加え、また綾上地区の拡充も図り、42カ所で開始することにより訪問販売の拡充ときめ細やかな販売を行って参ります。

「ゴミ出し支援」については、分別作業、集積場までの移動という課題があります。地域の集積場まで出すことへの支援については、介護支援ボランティア制度を活用し、ボランティアによる支援事業を開始しました。今後も、担い手づくりや互助の仕組みづくりなど支援体制を進めて参ります。

「障害児・障害者福祉」では、「共生社会の実現」を基本理念に、障害者自身による意思決定や社会参加に重きを置き、障害者向けのサービス事業所を有効に活用する等、障害者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、引き続き相談支援等の充実や事業所との連携を図って参ります。

更に、いち家庭で認知症高齢者や障害者、生活困窮者、児童虐待や高齢者虐待などといった複雑化・複合化した支援ニーズへの対応も求められており、そのための関係

課や関係機関が連携して対応できる重層的な支援体制を構築しておりますが、今後さらなる連携を強化して参ります。

次に、「陶病院」については、これまで本町、綾歌地区医師会と連携して、PCR検査センターやコロナワクチン集団接種など医師、看護師、薬剤師の医療職員を派遣する等、新型コロナウイルス感染症に対する施策を実施して参りました。本年度においても、自治体病院として町民の皆さまの安全・安心を守るために新型コロナ対策に引き続き取組み、また、地域包括ケアシステムを円滑に進め、地域住民を対象とした地域医療にも取組み、公立病院としての使命を果たし、また健全な経営に努めて参ります。

昨年度の重点施策の、「介護老人保健施設あやがわ」の経営の改善についてであります。町において当施設はこれからの高齢化社会に向けてなくてはならない施設であり、施設を存続するために、これまでの赤字経営から脱却をする必要がありました。そのため公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者とし、移行の準備を進めているところであります。今後、業務の引継ぎ等滞りなく進め、本年4月1日から指定管理者での運営となりますが、民間のノウハウを生かした健全な経営に努めて参ります。更には、現行の水準以上のサービスを目指し、利用者の皆さまに満足いただき、優良な運営ができるよう、努めて参ります。

次に「防災」では、南海トラフ巨大地震について、発生確率が今後40年で90%程度に引き上げられました。また、令和3年7月の集中豪雨により静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生し、8月にも豪雨により西日本を中心に甚大な被害をもたらしました。現在も、被災自治体をはじめ、被災された方々、関係機関・事業者等が連携して、被災地の復旧・復興に向けた取組みが進められているところであります。

本町においても局地的な大雨や集中豪雨をはじめとする災害が発生する可能性が十分にあります。施設の整備や備品の確保といったハード対策はもちろんのこと、ハザードマップの更新やマイ・タイムラインの普及啓発等によるソフト対策も強力に推進致します。また、阪神淡路や東日本の大震災を経験し、防災に関する知識とノウハウを備えた人材を防災アドバイザーとして雇用し、水防・災害対策本部体制も強化を図ります。来たるべき大災害に備え、町民の生命・身体・財産を守り、安心して暮らすことができるまちの実現に向け、取組んで参ります。

毎年開催しております防災訓練につきましては、災害時における地域住民の自助と共助の行動等を習得することを目指し、「防災ハザードマップを利用した避難ルートの図上訓練」や「住民自らによる避難所開設訓練」など、防災意識のより一層の高揚を図り、自主防災力を高めるための訓練内容を実践してきました。令和3年度には新型コロナウイルスの感染拡大が懸念された状況下ではありましたが、町民の皆さまにご参加をいただき、「新型コロナウイルス感染症対応の避難所開設訓練」として実施を致しました。今後は避難所運営マニュアルに基づいて、一人でも多くの人が避難所の開設・運営の知識を習得できる訓練を実施し、町全体で取組むことにより防災意識を

高め、発災時の被害を軽減するための取組みを実践して参ります。

また、「道の駅滝宮」が、国土交通省により香川県で唯一の「防災道の駅」として選定されております。大規模災害の際には、自衛隊などの救援活動拠点、緊急物資の供給拠点、また、緊急避難場所として、非常に重要な役割を担うこととなっております。昨年12月には、香川河川国道事務所や高松市西消防署綾川分署と合同で防災訓練を行っており、今後も継続して訓練を重ね、非常時に備えて参ります。「災害時看護師等ボランティア」につきましても、今後も人員確保に向け募集・研修を実施し、災害時の健康危機に対応できる体制整備を継続実施して参ります。

また、災害時に介護を要する、障害等の理由により自力で避難することが難しい避難行動要支援者が町内には560人程度おられます。皆さまが安全・安心に避難し、避難生活を送ることができるように、社会福祉協議会等と連携により、個別避難計画の策定の促進や、現在協定を締結している特別養護老人ホームの施設管理者などとの連携により、福祉避難所の指定等の対策を進めていきます。

被災した場合においても、災害時の応急対策などの業務を継続するために業務継続計画の継続的な見直しを図り、外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れるための受援計画の策定等を行い、実効性を確保して参ります。

次に、「住宅の対策」では、民間住宅の耐震診断、改修に対する補助事業を引き続き実施し、建築物の耐震化の促進を図って参ります。

また、「ため池整備」では、令和2年10月1日に施行されました「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により、決壊した場合に下流へ与える影響度等、優先度の高い防災重点農業用ため池の防災・減災対策として、防災重点農業用ため池として指定をされている256箇所のため池の内、未改修のため池で周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがある緊急性の高いため池を、劣化状況等の調査により選定し、令和4年度には防災重点農業用ため池緊急整備事業による事業計画を策定し、令和5年度から工事着手を集中的かつ計画的に実施する予定であり、大規模な地震等による決壊被害を未然に防止し、下流住民の安全確保に努めて参ります。

「ため池の管理」についても、令和元年7月1日に施行されました「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」により、緊急時の情報収集・対応を迅速に行い、ため池を適正に管理していくため、個人所有の農業用ため池のデータベースの随時更新やため池ハザードマップを活用し、避難行動に繋げる対策と施設機能の適切な維持の推進を図って参ります。

「水害対策」としては、香川県において「綾川水系河川整備計画」に基づき、「綾川大規模特定河川事業」及び「長柄ダム再開発事業」が実施されております。この事業は、国が提言している「あらゆる関係者が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策」として「流域治水」への転換に向けて、ハード面を担う重要な施策であり、香川県が策定しております「二級水系流域治水プロジェクト」にも明記されて

いるものです。特に、「長柄ダム再開発事業」については、昨年度、地元対策協議会の初めての総会が開催され、事業実施に向けた地元との協議が本格化しており、付替え道路のための用地測量や設計なども進められております。町と致しましても、これら事業が円滑に実施されるように努めて参るとともに、引き続き、国・県に対して早期完成を強く要望して参ります。

次に、「消防団」を中核とした、地域の防災力の向上を図るための、装備及び訓練の充実を図ります。装備については、消防庁が定める「消防団の装備の基準」に基づき整備を行い、令和4年3月末にはデジタル式の移動系無線設備の更新を完了します。今回の整備により実現される通信連絡体制の強化、位置情報の表示機能を有効に活用し、本部機能の指揮統制能力の向上を図ります。また、令和3年度には大規模災害に備え、救助活動用の資器材を使用した訓練を行い、消防団の活動能力の向上を図りました。令和4年度においては更なる装備の充実につとめ、巨大地震への備えに努めて参ります。また、女性分団、災害支援分団については、団員の確保に努めるとともに、避難所運営訓練を積み重ね、大規模災害への対応を確実に出来るように努めます。

次に、「交通安全対策」についてですが、昨年12月の徳島県小松島市における事故や、6月の千葉県八街市での事故など、登下校時に児童の命が奪われる痛ましい事故が発生しております。こうしたことから、通学路交通安全プログラムによる点検結果などを基に、令和4年度から新たなスタートを切る綾川中学校を始めとする小・中学校の通学路における安全性を高めるべく、カーブミラー、ガードレール、道路照明灯など、町道の交通安全対策施設の充実に努めて参ります。

また、引き続き高齢者の運転免許証自主返納を推進し、返納者には、町民バス、デマンドタクシーが無料で利用できるバス無料券を交付しています。さらに「ことでん」を半額利用できるゴールドイルカ事業、セーフティイルカ事業とあわせて積極的に推進することで公共交通機関への誘導を図り、交通事故の抑止に努めて参ります。

また、千葉県八街市で起きた事故を受け、道路交通法施行規則が改正され、事業所においても令和4年4月1日から、安全運転管理者の業務に目視による運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと、さらに10月1日からは、アルコール検知器の使用が義務化されます。地域の事業所の模範となるべく、綾川町役場では、職員一人一人の安全運転意識の高揚や交通事故防止に積極的に取り組みます。

次に「元気（活気づくり・交流づくり）」についてであります。

まず「生活空間」では、平成26年度に策定した「綾川町都市計画マスタープラン」が令和4年に目標年を迎えることから、その成果を検証した上で、改めてまちの将来のあるべき姿やまちづくりの方向性について定め、それぞれの地域の特徴を活かしつつも、まち全体として調和のとれた土地利用となるよう努めて参ります。

また、「身近な公園整備基本計画」に基づき整備を進めております萱原地区の小羽毛池跡地について、工事に着手し、令和4年度中の完成を目指して参ります。本公園につきましても、まちのシンボリックな公園とするとともに、「共生、共に過ごす」をテー

マとして、小さなお子さんから高齢の方まですべての人に配慮した形で整備を行います。

「バリアフリー化」では、駐車場から実質3階となる昭和公民館において、利用者の利便性向上のため、エレベーターを設置致しました。今後も、公共施設などのバリアフリー化も進めて参ります。公民館の洋式化ができていないトイレの改修、ことடன்挿頭丘駅のエレベーター設置、陶駅の前ロータリーの整備などのバリアフリー化に着手致します。

また、高齢化の進展が深刻化する中、住民生活を維持するための移動需要に対応するために、ことடன்、町営バス、デマンドタクシー、一般タクシー、福祉輸送等、課題を的確に捉え、公共交通計画の策定を継続し、持続可能な公共交通網の構築を行います。みんなが利用しやすく持続可能な交通ツールとする為の実証実験を速やかに行うなどして検証して参ります。

綾川町の強み・特性を活かし、持続可能で住んでよかった、住みたいまちを創ります。

次に「水道事業」であります。管路更新について、漏水頻発管路の内、法定耐用年数を経過した堂谷地区の配水管更新工事を行い、鞍掛配水池からの配水本管について、本年度から基本設計等を行い、令和6年度からの工事着手の予定であります。また、新設工事として、北小路地区の町道改良工事に併せた配水管布設工事を行います。次に施設関係では、綾川町管内の浄水施設の中央拠点である綾南浄水場中央監視設備の更新工事を、令和4年度～6年度までの3カ年で行う予定にしております。また、綾上低区配水池の老朽化による耐震補強工事に伴う設計業務を行い、令和5年度から工事着手の予定であります。いずれの工事も将来的な水道水の安定供給を目指します。令和10年度からの県内統一料金に向けて、令和4年度から本格的な検討を開始することから、検討内容を注視して参ります。

住民の皆さまに御不便・ご心配をお掛けすることのないよう、経営の安定と、安全・安心な水道水の供給ができるよう引き続き企業団と連携して参ります。

次に、「生活排水処理」では、単独処理浄化槽、汲取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため、更なる啓蒙啓発に努めて参ります。

また、「下水道事業」では、引き続き未接続世帯への加入促進に取り組むとともに、合併処理浄化槽の性能の向上や費用対効果などから、農業集落排水事業の在り方も含め、適正な計画区域となるよう検証を進めて参ります。

なお、下水道事業及び農業集落排水事業については国の示す指針に基づき、令和6年度からの公営企業会計への移行に向け、引き続き準備を進めて参ります。

次に、「魅力の発信」につきましては、現在FacebookやInstagramによるSNSでの情報発信、住まいるあやがわフォトコンテスト受賞者作品の活用などを行っておりますが、地域おこし協力隊や関係機関、町民の皆さまも参加できる環境を作り、移住者専用ホームページを作成し、綾川町のPRを積極的に展開して参り

ます。

移住・定住に関する事業については、令和3年度に作成した移住・定住ガイドブック「あやがわ暮らし」は大変好評をいただいておりますので、より多くの関係施設にガイドブックを設置してもえるよう働きかけを行って参ります。また、新たに移住・定住プロモーション動画を作成し、SNSやイオンモール綾川、ゆめタウン高松でのデジタルサイネージも活用して多様な情報発信を行って参ります。

さらにコロナ禍ということで対面式の移住相談会が困難な中、瀬戸・高松連携中枢都市圏をはじめ他市町とも連携を図り、東京圏や関西圏の移住希望者を対象としたオンラインによる移住相談会の充実を図り、綾川町での「ほどよい田舎暮らし」をPRして参ります。

現在実施している若者定住促進補助金、転入者への家賃補助、東京圏からの移住者に対する移住支援金、新規に婚姻した世帯に対する新生活の支援などの各種移住・定住補助制度をより充実させ、移住・定住の促進を図っていきます。

また、コロナ禍において、大学等への進学や進級にあたり、家庭の経済的理由により、進学を断念したり、退学を余儀なくされ、修学が困難な状況であることから、修学者に対しての更なる支援として、本町の育英事業について、給付型の奨学金制度の制度設計を前向きに進めて、本町の将来有為の人材を育成するため、更には、移住・定住の促進にも繋げて参ります。

令和4年度に空き家実態調査を行い、本町における空き家の実態を把握したうえで平成30年度に策定した「綾川町空家等対策計画」の中間見直しを行い、利活用や除却など効果的な空き家対策を検討していきます。

特にこの空き家のニーズが高まりつつある中、空き家所有者への積極的な働きかけを行い、空き家バンクの登録数を増やすことにより、移住希望者とのマッチングを図り、移住・定住用住宅として利活用を促進するとともに、コロナ禍により都市部を中心に急速に普及し始めた「テレワーク」のためのサテライトオフィスやコワーキングスペースとしての空き家の利活用についても、ウィズコロナ時代の誘致等支援のあり方を含めて検討して参ります。

「商工業の振興」では、「綾川町中小企業等振興基本条例」に基づく「中小企業振興会議」の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、実施には至っておりません。感染症拡大により打撃を受けた事業者への支援も含めまして、有識者や関係者の意見をお伺いし、各種施策に反映する場として、開催に向けて、町商工会と連携し、進めて参ります。

また、企業誘致条例における指定企業への助成制度につきましては、令和3年度には1社に助成金を交付しました。令和4年度には、4社に助成を行う予定であります。コロナ禍においても、助成制度の有効活用により、町内企業の設備投資が着実に進んでいるものと考えております。

企業誘致として町内の立地可能箇所である羽床地区・昭和地区への企業誘致及び企

業留置を促進するとともに、令和2年4月に創設した、町が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、活力と魅力ある地域づくりを推進するための無利子貸付資金である「ふるさと融資制度」等と合わせて活用して参ります。

次に、観光では、「道の駅滝宮・うどん会館」が令和3年3月28日にグランドオープン致しました。コロナ禍でのオープンとなりましたが、オリジナル商品等も含め「うどん」と「いちご」にこだわった施設運営を行い、来場者の皆さまにも好評をいただいているところです。

道の駅滝宮においては、チラシやパンフレット配布のほか、綾川町のイメージポスターの掲示や、フォトコンテストの写真を大型モニターで再生することにより、来場者に綾川町の伝統文化や風景にも興味を持っていただけるよう努めております。更に、この1月には、観光庁の補助事業により「綾川PROJECT～綾川の粋を味わう、週末ワンダーランド～」と銘打ったイベントを開催し、道の駅を拠点とした着地型観光プログラムの実証事業を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、残念ながら後半のイベントが中止となりましたが、今回の事業実績をもとに更なるプログラムの磨き上げを行い、来年度以降も継続した取組みとして進めて参ります。

昨年も一昨年に引き続き、恒例のイベントである献麺式、サマーフェスティバルについては、新型コロナの感染状況が落ち着かず中止となってしまいましたが、初の試みとして高松空港にて「空の駅かがわ あやがわ物産フェア」、東京都新橋にあるアンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」にて「アグリフェスタあやがわ in 東京」を開催しました。綾川町産のいちご・柿・おいでまいや道の駅滝宮オリジナル商品など多くの特産品を販売し、好評を得ました。また来場された方にはフォトコンテストの写真を使った綾川町オリジナル手提げ袋をプレゼントするなどして綾川町の魅力をPRしました。

コロナ禍が長引き、観光客の減少は今後も懸念されます。綾川町の魅力の再認識してもらい、また、新たに興味を持ってもらうためにも、今年度は町外でのイベントに加えましてサンポート高松にて行われている「さぬきマルシェ」へも参加し、町のさらなる魅力発信と販路拡大に取り組んで参ります。

なお、町内のキャンプ場や公園施設については、老朽化が進んでおり、施設改修の時期を迎えております。来訪者が快適に使用でき、また施設の魅力をアップさせるためにも、施設改修及びその検討を進めて参ります。

「農林業」におきましては、町の基幹産業として、農業の振興を図りながら、しっかりと守っていくことが必要であり、豊かな自然を次世代に繋げていくための施策を展開して参ります。

農業振興においては、認定農業者の育成支援のため、町独自で設けております補助制度をはじめ、県や国の支援制度等も積極的に周知、活用して担い手の経営基盤強化を図って参ります。

集落営農法人につきましては、昨年1法人が新たに設立され、現在13法人となり、

また、認定農業者も3経営体増加するなど地域農業の重要な担い手として活動しております。今後も県や普及センターと連携して設立・育成等の支援を推進して参ります。香川県農地機構や農業委員会と連携して、担い手への農地の集積集約化を一層推進することで、経営の効率化を図って参ります。

また、企業の農業への参入を促進したり、綾川町全体の農地のうち26.2%を担っている担い手への農地集積率を向上させることで、持続可能な農業の実現を目指します。

なお、農業分野においても、高病原性鳥インフルエンザなど、予期せぬ事態が発生した場合にも迅速に対応して参ります。

耕作放棄地対策については、綾歌南部農業振興公社による管理受託制度の活用その他、耕作放棄地解消に有効な麦の推進において担い手以外の小規模農家の支援に努めて参ります。

現在の経営所得安定対策では、担い手以外の小規模農家は、麦を栽培しても、数量払い部分の補助金が出ない制度となっておりますが、令和3年産より、担い手以外の農家が小麦を基幹作として作付けした場合でも、その部分の補助金相当額を助成することにより、耕作放棄地の解消や発生防止に繋げて参ります。

また、各種補助制度を引き続き実施し、農業支援に努めて参りますが、更に新たな事業として、町と綾歌南部農業振興公社が、農業機械をレンタルする事業の創設を検討し、小規模農家の離農を防止するために取組んで参ります。

農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」については、実質化の取組みに加え、今後は、農地一筆ごとに将来の利用者の明確化を図る「目標地図」の作成が求められています。地元住民を始め、農業委員会や県等の関係機関と連携して進めて参ります。

更に、貸したい農地について、香川県農地機構を通して、中心経営体である担い手等が集積するとともに、担い手のいない地域では、集落営農の組織化の推進、新規就農者へのきめ細かなサポートなどの支援により、担い手の確保及び農地の保全に努めて参ります。

有害鳥獣の捕獲、特にイノシシの捕獲頭数が令和3年度において例年の1.3倍ほど増加傾向にあります。また、イノシシの出没・目撃等が平野部でも多くなり通報等が増加しています。しかしながら農作物被害の状況については、農家の被害防止策である電気柵・金網柵・追払い機の設置等による自衛努力で農作物被害額は、平成30年度に約1,750万円でしたが、令和2年度には約1,600万円と減少傾向になっています。更なる被害の拡大防止に努めるため、電気柵や金網柵の引き続きの支援、省力で効果的、効率的な鳥獣被害防止策・被害防除技術を検討して参ります。また、イノシシ等による人身事故等を無くすため鳥獣被害対策実施隊による地域パトロールの強化、町民への注意喚起を促し、安全・安心なまちづくりを推進して参ります。

次に、「土地改良事業」であります。継続的な力強い農業を実現していくため、

効率的で生産性の高い良好な営農条件を備えた優良農地を造成する基盤整備事業を2地区で施工中であり、担い手への農地の集積・集約の加速化や農業の高付加価値化を進めております。その結果、農地のほ場整備率は、昨年より0.7%増加し、44.6%となっております。令和4年度に、羽床下南地区においては、土地改良法による事業施行手続きを実施し、令和5年度からの工事着手に向けて推進を図っているところであります。また、有岡地区におきましては、令和3年9月に農事組合法人有岡ファームが設立され、基盤整備事業の実施に向けて推進を図って参ります。

次に、「林業振興」であります。令和元年度より、温室効果ガス排出削減や災害防止を図るための森林整備に必要な財源として、森林環境譲与税が活用できるようになっております。

町と致しましても、森林の持つ公益的機能を確保・発揮させ、地球温暖化防止や山地災害発生防止を図るために、町有林整備事業や造林事業への補助等の森林整備に取り組んでおり、また、林道の整備や問題となっている里山の放置竹林対策にも引き続き取り組んで参ります。

最後に、「行政運営」では、組織運営の効率化に取り組んで参ります。地方分権の進展により、業務量が増大する中で、限られた財源を有効に活用し町民ニーズに対応していくため、第4次行政改革大綱を作成し、あらゆる業務の改善を常に行い、指定管理者制度の積極導入による効率化、職員定数、配置の適正化などとともに常に時代の情勢を見据えた、地方創生に特化した新たな体制づくりにより、第2次総合振興計画の目指すべき将来像の実現に向け、行政組織の見直しに努めて参ります。

公共施設やインフラ資産の更新に際しては、多額の工事費が必要であり、自治体の将来の財政運営に大きな影響を及ぼします。そのため、各施設等の今後の利活用方法を含め、対象施設の選定、改修の内容、改修の時期を想定する「ストックマネジメント」が重要となります。町と致しましても、令和3年度中に策定予定の「公共施設等総合管理計画」に基づき計画的に事業を進めて参ります。

人材育成については、職員それぞれが行政運営に必要な基礎知識・専門知識を身につけ、幅広い視野と企画創造力を持った職員となるよう各種職員研修の参加等により人材育成を推進するとともに、性別等にとらわれない職務機会の付与と適切な人事評価制度に基づく登用を進め、サービスの向上に努めて参ります。

また、社会の各分野でICTの活用が急激に発達している中、議会会議においても、タブレット端末を活用した会議を進めているところであり、今後、更なる資料のデータ化、ペーパーレス化に努め、議会とともに、会議の効率化、円滑化を図って参ります。

「財政運営」では新型コロナウイルス感染拡大の影響により税収の減収が見込まれる中において、コロナ対策や経済対策等の事業を積極的に展開していくためにも、今まで以上に、各種経費の節減に努め、行革大綱の理念を踏まえ、将来像の達成を目指して参ります。限られた財源を主要事業に重点的・効果的に配分し、また、第2期総

合戦略の着実な推進を図るため、人口減少対策、子育て支援対策及び高齢者福祉等の各種施策の充実を図ります。

一方で、増大し続ける行政需要やコロナ対策など課題は山積みとなっております。このような困難な局面にあっても、町民の皆さまが確かな効果を実感できるよう町政運営に取り組んで参ります。

財源の確保につきましては、町税等が本町の歳入の根幹をなす自主財源であり、「公平・公正」の原則のもと、納税者の立場に立った「課税客体的確な把握と適正かつ公平な課税」に努めると共に、更なる納付環境の向上を図りながら、滞納額の縮減及び徴収率の向上に努めて参ります。

また、合併した地域住民の連帯の強化又は地域振興等を実施するための合併特例債を活用し、基金を積み立てて将来活用するため、綾川町地域振興基金を創設します。

以上の方針を反映のうえ、令和4年度の一般会計当初予算につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に3億7,163万8千円、過疎地域活性化事業推進事業に令和4年度から6年度にかけ最大3億円の事業とするよう予算計上しており、切れ目なく迅速に新型コロナウイルス対策、人口減少対策関連事業を展開して参ります。

新年度予算の歳入面では、対前年度当初予算比で法人事業税交付金、地方消費税交付金の増収が見込まれますが、町税については、コロナ禍の影響により町民税は減収となっており、大変厳しいものとなっております。起債発行については将来世代へ過度の負担を強いることにも繋がるため、適切な起債発行額と特定目的基金の活用とのバランスを調整し、将来においても財政の健全性を維持して参ります。

歳出面では、先に述べましたとおり、引き続き感染拡大防止の徹底に関わる事業、生活支援、特に子どもや高齢者、障害者など社会的弱者を守る事業展開に積極的に取り組むとともに、冷え込んだ消費を喚起するための経済対策や、事業者への支援を行いつつ、他方では全庁的に経常経費の節減に努めて参ります。

以上、新年度の一般会計予算額は、対前年度比は10.1%の増の107億2,881万6千円、12の特別会計予算額は、対前年度比2%減の91億8,198万5千円で編成しております。

以上、重点施策、主要施策の概要を申し述べさせていただきました。

令和4年度においても、コロナ対策をしっかりと講じながら、町民の皆さまの健康と生命、生活を守ることを第一に、喫緊の課題である人口減少対策を基本とし、集中的、効果的な施策を実施し、持続可能で快適な町、住みやすい町づくりを目指し、職員全員が同じ危機感を持ち、行政運営に取り組んで参りますので、議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解、ご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます、令和4年度に臨む施政方針とさせていただきます。

○議長（河野） これで施政方針を終わります。

○議長（河野） ここで暫時休憩と致します。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開致します。

○議長（河野）日程第4、議案第1号「綾川町地域振興基金の条例の制定について」から、日程第41、報告第1号「寄附金の受納について」までを一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）本日開会致しました第1回定例会にご提案申し上げました議案36件、諮問1件、報告1件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町地域振興基金条例の制定について」は、合併特例債を活用し、基金を造成するための条例制定であります。合併町における地域住民の連帯の強化又は合併関係町の区域における地域振興等を実施するために、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2（地方債の特例等）により合併特例債を活用して、地方自治法第241条の規定に基づき、新たに基金を造成するために本条例を制定する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号「綾川町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の全部改正について」は、令和4年4月1日から開始となる綾川町介護老人保健施設あやがわの指定管理について、指定管理者である公益社団法人 地域医療振興協会の活力やノウハウを活用し、経費の削減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供を行うため、本条例の全部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町職員の定数に関する条例の一部改正について」は、令和4年4月1日より、綾川町介護老人保健施設が指定管理者制度に移行することに伴い、綾川町介護老人保健施設の定数を削除し、一部職員を受け入れる陶病院の定数の改定を行うため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号「綾川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第5号「綾川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、令和3年8月に人事院より出された「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」に基づき、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和についての改正を行い、育児休業・介護休暇等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じる内容を新設するため、本条例の一部を改正する必要が生

じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「綾川町国民健康保険税条例の一部改正について」は、平成30年度に国民健康保険制度は都道府県単位で広域化されてから4年を迎えようとしています。将来の県内保険料率統一を目指し、議論を重ねているところではありますが、統一までは、今まで同様、町で保険料率の決定を行います。財政面での新国保制度も定着し、県から示された令和4年度の本町の国民健康保険事業費納付金及び保険税の今後の見込み、これらに加え、国保財政調整基金等、本町の国保財政を鑑み、令和4年度課税分からの保険料率の減額改定を実施するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「綾川町学校給食共同調理場条例の一部改正について」は、令和3年度末の綾上中学校の閉校により共同調理場の給食提供施設が綾上小学校及び山田こども園の2施設となることから、学校給食法第6条に定められている「二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設（共同調理場）」の要件を満たさなくなることから単独調理場として施設名の変更が必要となり、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号「綾川町民体育施設条例の一部改正について」は、令和4年4月の中学校統合において、4月以降に旧綾上中学校体育施設を町民体育施設として使用するため、施設名称、使用料を追加し、また、各運動場施設の使用を明確化するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」は、令和4年4月の中学校統合において、綾南中学校から綾川中学校に名称が変更されることにより、社会教育等で使用する町立学校の名称を変更するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第10号の「綾川町医療費助成条例の一部改正について」は、子育て支援医療費につきましては、現在、15歳到達年度の3月31日までを支給対象としておりますが、令和4年4月1日からは、18歳到達年度の3月31日までに支給対象年齢を拡充し、子育て世代の更なる支援を実施するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第11号「綾川町認定こども園条例の一部改正について」は、利用者数の減少に伴い令和2年度から休園となっている山田こども園分所分園を、令和3年度をもって廃止するため、本条例の一部を改正する必要が生じたもので、地方自治法第

96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号「綾川町下水道条例の一部改正について」は、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」による、下水道法の改正により、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第13号「綾川町消防団条例の一部改正について」は、令和3年4月13日付け消防長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、消防団の処遇改善を行うため本条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第14号から議案第36号までは、これらはいずれも予算議案となっております。議案第14号から議案第26号までは、全13会計となる一般会計及び特別会計の令和4年度当初予算に係る議案であり、議案第27号から議案第36号までは、農業集落排水事業特別会計、陶病院事業会計及び介護老人保健施設事業会計を除く、10会計における今年度の補正予算に係る議案となっております。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に、令和4年度当初予算(案)について申し上げます。一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ107億2,881万6千円で、対前年度比は10.1%の増となっております。

歳入では、対前年度当初予算比で法人事業税交付金が800万円増の3,800万円、地方消費税交付金が600万円増の5億4,600万円となるなど、各種交付金で増収が見込まれるほか、地方交付税は国の地方財政対策に基づき、対前年度比2億円増の28億円を計上しております。一方で、町税については、引き続きコロナ禍の影響により大変厳しい状況が続いており、令和3年度の徴収見込に基づき、固定資産税で1,550万円増の14億8,200万円としたものの、町民税は個人住民税、法人住民税で1,200万円減の12億2,350万円を計上しており、これらの自主財源は決して楽観できる状況ではありません。

歳出においては、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が最優先課題であること変わりなく、町民の健康と生命、生活を守ることを第一に考え、「感染症及び感染症拡大防止対策」を徹底し、「生活・子育て支援対策」として子どもや高齢者、障害者など社会的弱者を守る事業展開に取組み、町内経済および町民生活の安定に向けた「地元経済支援対策」を継続的に実施致します。

「感染症及び感染症拡大防止対策」では、インフルエンザとの同時流行を抑制し、地域医療体制を維持するため、引き続き高齢者と子どものインフルエンザ予防接種費用の無償化を継続するための4,343万6千円を計上したほか、昨今の感染状況を鑑み、新年度においてもPCR検査センターを継続するための2,960万円のほか、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業では3カ月間の事業実施を見込んで6,418万5千円を計上しております。

コロナ禍の「生活・子育て支援対策」では、外出の意欲を損なうことなく感染の機会を減らすことに有効な「あんしんタクシーチケット」を、引き続き実施するため、1,716万5千円を計上致しました。

また、コロナ禍において、できる限り幅広い世帯で子育てしやすい環境になるよう、出産祝金に加え、あらたに小学校・中学校入学祝金として新1年生一人につき1万円を給付致します。

また、現行の制度では中学生までが対象の子育て支援医療について、給付対象年齢を引き上げ、高校卒業年齢に到達するまで医療費を無償化することとし、前年度比で1千万円を増額計上致しました。

「地元経済支援対策」では、これまでの消費活性化施策が無駄とならぬよう、切れ目なく町内の事業者を支援し、町民の消費活動を促すため、令和3年度の補正予算で追加発行した1万セットの「あやがわスマイル応援券」に加え、新年度予算で2万セット2億4千万円分を準備することで、合わせて3万セットの応援券を流通致します。中小企業者の継続支援施策では、事業転換支援補助金制度を創設し、この制度はコロナ禍において業績向上に資する創意工夫の内容に応じて補助を行うもので、総額1千万円の事業と致します。

以上が、一般会計新年度予算案における主な新型コロナウイルス対策関連事業の概要であります。

なお、新年度の歳出予算の編成では、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた新しい生活様式を踏まえつつ、にぎわいの創出、魅力あるまちづくりに繋がる施策に、幅広く取組むことを重視した編成としております。

マイナンバーカードの取得促進においては、令和3年度より専任の会計年度任用職員を増員するなど普及に取り組んでおり、新年度も継続的に普及促進を図るため1,564万7千円を計上致しました。あわせて、マイナンバーカードの活用機会を増やし、町民の利便性を高めるため、令和4年度中に住民票・印鑑証明書・所得課税証明書のコンビニ交付を開始するため3,864万8千円を計上しております。

また、町内の各こども園では、保育システムを導入するため2,232万2千円を計上し、各教室に1台の職員用タブレットを準備することで、職員間の情報共有をデジタル化するとともに、保護者への情報伝達をタブレット中心で行うことで業務の効率化を図ります。

また、賑わいの創出、魅力あるまちづくりについては、綾川町の知名度向上のための観光PR動画の撮影費100万円や、道の駅滝宮のイベントに117万円を計上するほか、令和3年度に国庫補助を受けて開始した「フォトロゲイニング」「夜のいちご園」「うどん打ち体験講座」を継続できるよう、80万円の補助を行います。

柏原溪谷キャンプ場 t a t u t a の森は、休日だけでなく年間通じて大勢の方に溪谷のロケーションを楽しんでいただくために、今後の展開を考えるにあたり調査委託費として500万円を計上しております。

また、「過疎地域活性化事業推進費」として、地域住民による活性化策を考案、実施する事業を計画しており、令和4年度は協議母体の設立を行います。協議の成果は、町の事業として実現するか、または、民間事業に対する補助金形式で実施することを想定し、債務負担行為により令和4年度から6年度にかけ最大3億円の事業としております。

令和4年度に開催予定の山なみ芸術祭では、杣所地区にとどまらず、綾上地区で地元住民とともに賑わいを創出できるよう、400万円の補助金を計上しております。また、これまで耐震化改修を検討してきた西分体育館については、令和3年度の地元意見交換会の経緯を踏まえ、真に利用価値のある施設となるよう令和3年度補正予算において債務負担行為の期間を1年間延伸し、令和4年度は改めて施設の目的を精査し、基本計画と実施設計に取組みます。

そのほか、ふれあい運動公園では事業費9,200万円を計上し、老朽化した屋外トイレの全面改修、歩行に支障のある広場の改修のほか、駐車場を改修することで利用者の利便性を高め、利用者数の増加を図ります。財源として、過疎対策事業債を活用致します。

また、人口集積地区においては、さらなる魅力の創出に向け、「身近な公園整備基本計画」に基づく若い移住世帯や子育て世帯が利用しやすい身近な公園の整備工事を行います。事業費は1億6千万円、財源として合併特例債を活用致します。防災機能としてマンホールトイレの機能を加えることにより、子どもから高齢者まで安心して住み続けられるまちの実現にもなる様、取組んで参ります。

また、12の特別会計の歳出予算総額は、対前年度比2%減の91億8,198万5千円となります。総額の減少の要因は、主に介護老人保健施設事業会計の収益勘定における施設運営事業の主要事業が指定管理者業務に移行することによるものであります。

次に、令和3年度補正予算(案)について申し上げます。一般会計の補正予算額は、1億5,555万8千円の増で、歳入歳出総額は、110億3,780万6千円です。

新型コロナウイルスに関する主な補正内容については、まず、子育て世帯臨時特別給付金(綾川スマイル応援金)の600万円の増額補正であります。国事業の支給対象外となる所得制限等を撤廃し、町単独事業として18歳以下の子ども1人につき現金10万円を給付するもので、財源として、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を活用致します。

また、県下のまん延防止措置に伴う飲食店の営業時間短縮協力金として、県の協力金交付対象企業に対し、20万円の上乗せを行うため、1,200万円を計上致しました。

その他の主要な補正内容と致しましては、「老健指定管理移行経費負担金」として、指定管理移行に伴う経費、開設準備室及び職員の確保並びに採用職員との引継業務等の経費、合わせて3千万円を計上しております。

また、将来の公共施設の更新や改修等に備えるため、公共施設等長寿命化基金積立金に4億9,900万4千円を増額し、合計5億円を積み立てる予定であります。

また、9の特別会計につきましては、それぞれ事業費の確定などに伴う歳入歳出額の補正となっております。すべての特別会計における補正予算総額は555万円の減額となり、補正後の特別会計の歳出予算総額は94億7,051万5千円となります。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、真鍋由美子氏、緒方一美氏の2名につきまして、引き続き推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

次に、報告第1号「寄附金の受納について」は、育英資金として、綾川町山田下3537番地1 綾上仏教会様より11万5千円、小中学校図書購入寄附金・生涯学習センター運営充実寄附金として高松市亀岡町19番4号 加藤昭彦様より300万円、福祉向上寄附金として匿名の方々より5万円、教育振興寄附金として高松市牟礼町大町2094番地14 新田ヨシ子様より500万円、新型コロナウイルス対策寄附金として綾川町陶2024番地1 じつはら建設株式会社様より15万円、一般寄附金として高松市新北町14-27 生活協同組合コープかがわ 様より5万円をご寄附いただき、ありがたく受納致しましたのでご報告します。

以上をもちまして、議案36件、諮問1件、報告1件についての説明を終わります。詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） これより委員会付託を議題と致します。

○議長（河野） 議案第1号から議案第36号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。

○議長（河野） これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、議案第1号から議案第36号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長（河野） お諮り致します。諮問第1号「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、本会議最終日にご審議願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、諮問第1号につきましては、本会議最終日に審議することに決定致しました。

○議長（河野） 次に、議会関係等の令和3年12月から昨日までの主な行事関係につき

ましては、各自タブレットにて、ご確認くださいませようお願い致します。

なお、12月定例会において報告案件として承認されておりました、建設経済委員会の所管事務調査につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった旨、建設経済常任委員長より報告を受けましたので周知致します。

○議長（河野） これをもって、本日の日程は全て終了致しました。次の本会議は、3月8日、午前9時30分より再開致します。本日はこれをもって散会致します。ありがとうございました。

散会 午後 1時24分

令和4年 第1回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第14号

令和4年2月28日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第1回定例会を招集する。

令和4年 2月21日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 4年 2月28日 午前10時00分

閉会 令和 4年 3月18日 午後 0時06分 (会期19日間)

第2日目 (3月 8日)

出席議員14名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣

欠席議員 1名

16番	安藤利光
-----	------

会議録署名議員

13番	横井薫
14番	鈴木義明

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	水 谷 香 保 里
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	戸 城 静 佳

地方自治法 121 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
参 事 兼 総 務 課 長		松 本 正 人
支 所	長	宮 脇 雅 彦
税 務 課	長	宮 本 佳 和
学 校 教 育 課 長		宮 前 昭 男
生 涯 学 習 課 長		岡 下 進 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長		横 井 邦 洋
建 設 課	長	辻 井 武
経 済 課	長	福 家 勝 己
副 支 所 長 兼 長 柄 ダム 再 開 発 事 業 推 進 室 長		松 原 敏 和
住 民 生 活 課 長		緒 方 紀 枝
保 険 年 金 課 長		土 肥 奈 緒 美
陶 病 院 事 務 長 兼 介 護 老 人 保 健 施 設 事 務 長		土 肥 富 士 三
健 康 福 祉 課 長		高 嶋 健 一
子 育 て 支 援 課 長		久 保 田 真 人

傍聴人 11人

令和4年 第1回 綾川町議会定例会

3月 8日 午前9時30分開会

○議長（河野）おはようございます。開会前に、16番、安藤利光君より本日欠席届が出ております。只今、出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、只今から、本会議を再開致します。なお、本会議の録画用ビデオカメラの撮影と議場内撮影のため、職員の入室を許可しております。

○議長（河野）これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）只今より一般質問を行います。16番、安藤利光君から一般質問の通告がありましたが、本日欠席届が提出されたため、綾川町議会会議規則第59条第4項の規定により、通告の効力を失いました。

それでは、通告順に発言を許します。

○議長（河野）12番、福家利智子君。

○12番（福家利）はい、議長、12番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○12番（福家利）改めておはようございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。教員の人材確保について。

文科省は令和4年度から小学校高学年教科担任制の本格導入が決定されました。また3月の法改正を踏まえた学年進行に合わせた、小学校35人学級の段階的な整備や、障害のある児童生徒への通級指導の充実等のための、教職員の定数改善が盛り込まれています。「英語」「算数」「理科」に加え「体育」も対象科とする方針も出されました。教科担任制の導入により、教科指導の専門性を持った教師による、きめ細やかな指導により中学校への円滑な接続、複数教師による多面的に捉えることができます。また働き方改革の面からは持ち授業時間数の軽減や、授業準備の効率化等による教師の負担軽減が期待されるところでございます。

しかし制度としては十分機能できない可能性について深刻な課題として提起されています。今コロナ禍の中、学校の役割や学校教育のありようを問い直す声も上がっています。子どもたちの不安や戸惑いは様々な所に見え隠れしていると思います。きめ細やかな指導、かかわり、支えがこれから大切であり、日々力を振り絞っている先生達ですが、お互いに頼り合い、助け合い、分かち合って子どもたちを育てていく綾川町教育憲章を尊重し、これからの教員の人材確保にどう対応していくのか教育長にお伺い致します。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）福家利智子議員のご質問「教員の人材確保について」お答えを致します。

教科担任制の本格的な導入、全小・中学校における「35人学級」の実現等は、児童生徒の学ぶ意欲や知的好奇心を高め、「質の高い学び」を実現するためにも極めて重要であることは、町教育委員会としても十分認識しております。

児童生徒の「質の高い学び」の基盤となるのは、日常の授業を担当する教員の指導力・資質の向上であります。教員そのものの人材確保が極めて厳しい状況となっていることは、議員もご承知のことと拝察致します。

先日、文部科学省による教員不足に関する実態調査の結果が公表されました。昨年の5月1日時点で、全国の公立学校1,591校で計画通りの教員が配置されず、欠員が2,065人であることが報告されました。学校数で見ると20校に1校で教員不足が起きていることとなります。

また、学級担任の1割が非正規の教員で、教員採用試験における小学校の採用倍率が過去最低の2.6倍であることも報告されております。

長時間労働等の厳しい職場環境がマスコミ等で報じられたことも教職に対するイメージが悪化したことも、要因のひとつとも考えられます。また、大量採用されたベテラン教員が退職して若年教員の割合が高まり、必然的に産前・産後休暇や育児休業を取得する教員が増えております。

全国的に見ると、長時間労働や保護者の苦情対応等で苦悩し、精神疾患で休職している教員も一定数おります。児童生徒に「質の高い学び」を提供すべき教員サイドがこのような危機的状況にあることを、町教育委員会としても極めて憂慮しているところです。

町教育委員会としましては、引き続き香川県教育委員会に県費負担教職員の確保と適切な配置を要望するとともに、県教育委員会の指導・助言等を踏まえ、現在取り組んでいる管内小・中学校における「働き方改革」をより一層推進することにより、教職の魅力を上向きさせて努めて参りたいと思います。また、管内の小・中学校の教員が意欲的に業務に取り組む姿は、教職の魅力を児童生徒に伝える、キャリア教育の格好の教材であるとの認識の下、教育環境等の整備・充実にも引き続き努力して参りたいと存じます。以上、福家利智子議員の「教員の人材確保について」の答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○12番（福家利）はい議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○12番（福家利）はい。

○12番（福家利）香川県です。令和4年度の公立学校の教員採用の合格という事で、先日、ちょっとホームページの方で調べたところですね、小学校の志願者数が454人、実際ですね合格者が125名ということで、倍率が3.3ということになっています。中学校ではですね、志願者数が359名に対して合格者数85名3.8倍ということで、非常にですね、教員の試験が倍率が下がっているという状況ということになっています。今、教育長の話の中でですね、出産休暇、育児休業等を取得す

る教員又は休業でですね不測の事態に発生するという事もありうる。これはやはり日々ですね、人間生身の体があるということで休業があるということですが、その代替の教員の確保が非常にですね、難しい状況が生じているということも踏まえて話も回答の中にありましたが、一方ですね、豊かな経験を持つ定年退職に、いかにですね、現場に残って活躍してもらおうという、これもね、工夫が必要だと思っております。そういったことに踏まえてですね、これからの対策として、教育長が教育の町宣言をしています。国の35人学級よりかもっともっと早くですね、30人学級をしたり、そういう前進的な回答をしてほしかったのですが、中身はあまりなかったと思っています。その辺ですね具体的にもう少し踏み込んだ対策をしていかななくてはいけないと思いますので、そのこのところ、再質問させていただきます。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 福家利智子議員の再質問にお答え致します。教職員の採用については、これもうですね、国からの配置とそれから香川県独自の採用、で、我が町、町単独では採用できない。これは町講師そういったものについては町単独で出来る、ということがあります。ところがですね、今、香川県全体がその講師の数が足りない、ということで、これもうですね、こちらでいいますと、西部教育事務所、西部教育事務所との協議、そういったものをですね、県より先取りしてしまうとですね、ちょっと困るという状況があるわけですね。で、私達綾川町はですね、こういったらあれ手前味噌になりますけど、希望される方、入ってきて綾川町で指導したいなあという方がですね、今のところ結構多いのでですね、ありがたいなと思っています。ところが、それをやってしまうと、この西部教育事務所管内のですね、この講師が足りない学校がどんどんできるという事ですね、非常にまあ苦慮しているところもございます。国の35人学級のですね、学級定員を決めていこうという事はですね、それよりも香川県の場合は先取りして、来年度の場合ですね、中学校3年生まですべて35人学級でやると、というようなことを聞いておりますので、子ども達の教育環境がですね、ますますこれからよくなっていくだろうと思います。町単、単独では非常に難しい状況にあると、ということだけご理解いただければと思います。以上です。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○12番（福家利） はい、議長、再々質問。

○議長（河野） 福家君。

○12番（福家利） はい。

○12番（福家利） これ、なかなか難しいところがございますが、退職する教員の皆さんにですね、免許の失効を防ぐために、働きかけをどのように、町としてですね、教育委員会として働きかけをしているのか、そのこのところもう少し再々質問させていただきます。

○教育長（松井） 議長。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） 退職者ですね、活用と言ったら申し訳ないんですけども、お辞めになった方ですね、再任用という事で、やっていきたいところもあるんですが、教科によってはですね、中学校なんかですね、その先ほど言われた免許証の教員免許のですね、失効してもうないんですと、で、それ取りに行ったらどうですか言ったら、もう今更そんなもう取りに行く気はないと、で、このですね、教員免許の更新制度は今年の7月にですね、廃止になるということでございまして、来年度、令和5年度はですね、そういったお辞めになった先生方のお力も、もう少し今よりもですね、お借りできるんじゃないかというふうにし少しそういう希望を持っておりますので、そのあたりご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（河野） 以上で福家君の一般質問を終わります。

○12番（福家利） ありがとうございます。

○議長（河野） 9番、井上博道君。

○9番（井上） はい、議長、井上です。

○議長（河野） 井上君。

○7番（三好重） 議長。

○議長（河野） はい、三好君。

○7番（三好重） はい。井上議員、ネクタイ締めてますけども、ワイシャツの第1ボタン開いております。議場において登壇されるんだったら、そこらへんはきちんと整えてやっていただきたいと思います。

○議長（河野） はい、井上君よろしいですか。

○9番（井上） ま、それはあのう、体格とかいろんな問題がありますので、因縁のようなそういうことはやめていただきたいと思います。

それでは今から、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

失政と政治の本質について。人間は、完全無欠ではありませんので、当然に、人間が行う政治も失敗することがあります。その意味においては、漫画のセリフではありませんが、「失政は政治の本質」であり、政治は上手くいかないのが基本であると言えるのかもしれませんが。

本町も町長以下、全職員が数々のチャレンジングな施策に取組まれ、成功を収めてこられた点に関しては敬意を表します。しかし、全てが当初の見込み通り上手くいかない場合もあるでしょうし、それへの指摘を単なる批判と捉えられる側にも辛いものがありますが、行政のチェック機関の議員としては声を上げざるをえません。

私の所属委員会に近い事案も一部あるかもしれませんが、町民からいただいた声の中から順不同で、総括的に3点の質問をさせていただきますので、町長の考えをお聞かせ願います。以下、常態で失礼します。

（1）道の駅滝宮の飲食店が早くもどこかへ移転した。誘致、事業計画等の見通し

が甘すぎたのではないかと思うが、どのように認識されているのか。総括が甘ければ、同じような失敗を繰り返す。同所の今後の活用計画等はどのようになっているのか。

(2) 多額の税金を投入した西分女子サッカー寮内外で、人をほとんど見かけない。地域との交流、地域活性化への実績と将来展望はどのようになっているのか。「暖かい目で気長に見守る」と悠長な事は言っていない現状をどのように認識されているのか。

(3) 町立施設の職員が強制わいせつ容疑で逮捕された事案は、当該行為発生から逮捕までに1年余りも要している。これに対して疑念を抱いている町民や関係者も多数いる。本町のモラルハラスメント、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、公益通報・内部通報、法令・倫理・公序良俗遵守等の教育、本事案のような問題への対応方法等はどのようになっているのか。全職員に対する、町の最高責任者としてのガバナンス（統治）の認識はどうか。

例示した、以上の3事案に対する町長の個別及び総括的な考え、失礼ですが、それらを失政として認識されているか否かをお聞きし、本町がますます「いきいきと笑顔あふれる定住の町」になることを祈念して、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 井上議員の質問にお答えを致します。

まず、1点目の「道の駅滝宮うどん会館」についてですが、コロナ禍でのオープン、運営となりました。指定管理者である穴吹エンタープライズ株式会社をはじめ、テナント事業者には大変な逆風の中での船出となりました。しかし、各店舗の努力の甲斐あって、令和3年度の来場者数は、令和4年2月末までで、44万人、施設全体の売上は税抜きで6億4千万円となっております。リニューアル前の来場者、売上高のピークをはるかに超えております。コロナ禍でありながら、過去をしのぐ成果が挙がっており、リニューアルの方向性は間違っていなかったと感じております。しかしながら、ターゲットとしていた観光客の減少はいかんともしがたく、新米フェアや道の駅を中心とした綾川プロジェクトなどを企画し、集客を図ったものの、残念ながら、レストランは、1月末をもって休業となりました。

現在は、穴吹エンタープライズ株式会社が、後継店舗の出店について飲食事業者へ働きかけを行っているところであり、早期に決定をしたいとの報告をいただいております。

このような状況ではありますが、リニューアルにあたり、第三セクターによる運営から民間業者による指定管理に方向転換し、指定管理者から町へ最低保証額を納付する協定を結んでいたことによりまして、町にとっては、損失を被っていないという状況であります。

道の駅は、本町の中心的施設と捉えており、より魅力的な道の駅とするためには、リフレッシュ、店舗の入れ替えは必要なことと考えております。さらに、指定管理者の持つノウハウを十分に発揮していただき、これからも、賑わいと活気あふれる施設にして参りたいと考えております。

次に、2点目ご質問の「UDN香川の地域との交流、地域活性化への実績と展望について」お答えを致します。これまで議会の場で何度もご説明をしてきましたが、女子サッカーチーム「UDN香川」は、高齢化率が高い西分地区において、地元イベント等への参加を通じて地域住民と交流を図ることや、チームを媒介として関係人口を創出することにより、西分地区のみならず、綾川町全体の活性化になるため、支援をして参りました。

しかしながら、UDN香川が西分地区を拠点に活動をはじめた令和2年4月から新型コロナウイルス感染状況は、改善していない状況下であります。新型コロナウイルス感染拡大により県をまたぐ移動制限やチーム自体の活動自粛等により十分な活動はできておりませんが、今後も旧西分保育所を拠点に地域に密着した活動を応援することにより、西分地区の活性化と本町の魅力あるまちづくりに寄与するために、全面的にサポートしていきたいと、そのように考えております。

次に、3点目に質問の「ハラスメント問題の対応方法について」お答えします。まず初めに、このような不祥事の発生により、町民の皆様に町政の信頼を損ねることとなったことは、大変遺憾であります。なお、逮捕に至るまでの期間や経緯につきましては、警察捜査での判断、被害者保護のため、町からの発言は差し控えさせていただきます。ただ、被害者は、被害報告に至るまで、様々な葛藤があり、つらく苦しい思いをされていると思います。そのような被害者の心情を慮って、対応していきたいと思います。

町としての職場におけるハラスメント防止対策としては、令和2年6月に規則整備を行い、各種ハラスメント防止対策の強化や相談窓口の整備等を行いました。また、同時に懲戒処分等に関する基準の見直しを行い、ハラスメント加害者への処分についても明確にしております。今年度は、町内施設において、職員へのハラスメント防止研修を実施し、職員の意識改革と相談窓口の周知を行って参りました。

住民に質の高い行政サービスを提供するためには、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境づくりが必要不可欠と考えます。今後も、ハラスメントのない職場環境づくりに努め、職員の法令順守やモラルの意識向上のため努力して参ります。

最後になりますが、私の4年間にわたる行政運営の審判は、4月において行われる町長選挙におきまして、町民の皆さまの判断を仰ぐものであり、この結果を謙虚に受け止めたいと考えております。以上、答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○9番（井上）はい。

○議長（河野）井上君。

○9番(井上) 1点目の道の駅関係ですけども、私も何回か現場行っていますけども、前の店舗の時からそうだったんですけども営業してるかどうか非常に分かりにくいというのと、場所そのものがとにかく分かりにくいという問題もありましたけども、今回の件に関しては入り口の窓にですね、ガラス戸に、「移転しました。長い間お世話になりました。」みたいなことを張り紙がありましたけれども、移転したにしてもですね、どこへ移転したかとか移転の連絡先とかですね、もう少し詳しいメモ書きがあってもよかったんじゃないかなと思うんですけども、私が見た時点では単なる「移転しました。」だけでですので、これは移転は分かりますけども、営業をですね、もう引き上げたのか、あるいは撤退とかですね、引き上げとか、まあ現状はどうなってるか、連絡先も分からないし、もう少し丁寧な説明を書いて、そういうことを業者に求めてもよかったんじゃないかなという感じは受けました。

それと、3点目の後のですね、町長4月の審判において判断したい、みたいなことおっしゃいましたが、先ほど申し上げた3点ですね、一応まあ私、細かく言うつもりはありませんけども、失政ということですね、問題は少しあったというようなその総括をですね、もう一回ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) 再質問にお答えします。3番目の話。最後ですね、最後のお答えをしたとおりでございます。我々は町政運営について町民の審判を仰ぐというのが4年ごとの町政運営に対する評価でございますので、これをもって仰いで、そのように考えております。

それと、道の駅の件につきましては、担当課長の方からお答えいたします。

○経済課長(福家) はい。議長。

○議長(河野) 福家経済課長。

○経済課長(福家) はい、議長。

○議長(河野) 福家君。

○経済課長(福家) 井上議員の再質問にお答えをさせていただきます。うどん会館のレストランにつきましては1年間ではございましたけれども、店舗のほうも努力されてきた結果がコロナの影響もございまして、撤退という事にはなっております。店舗につきましては、次どこでされるかというのはまだ聞いてはおりませんが、次のところでがんばっていただければと思っております。以上でございます。

○議長(河野) 再々質問はございませんか。

○9番(井上) はい。

○議長(河野) 井上君。

○9番(井上) まあほんとに一番最初に書かしていただきましたけれども、いろんな施策ですね、取組まれて一生懸命やられていることに感謝もあって敬意を表していると

ころでありまして、単なる意見では、文句だけではないということだけのご理解いただきたいというのと、いろんな施策を取組まれていますけども、是非うまくいきますようにですね、私も協力できるところはさせていただきたいなと思っております。

それと、私の質問の冒頭にですね、不規則発言に近いような一般質問に関係のないような発言ありましたけれども、議長、そういうのはちゃんと制止していただきたいなと思います。以上です。終わります。

○議長（河野） はい。今の井上君のご意見でございますけども、議場というものはやはり格式がございます。それをもって遵守していただきたいと、そのように思っております。

○議長（河野） 井上君の質問が終わり、次の質問者、2番、松内広平君。

○2番（松内） はい、議長。

○議長（河野） 松内君。

○2番（松内） 2番、松内です。

○2番（松内） それでは通告に従い、只今より一般質問を行います。

（1）綾川町LINE公式アカウントの導入を。昨今、行政に求められる役割は大きく、「地域情報」「ごみ」「イベント」「子育て」「防災」など様々な情報が発信されています。多くの情報が溢れている一方で、住民にとっては自分に必要な情報を取捨選択する難しさも感じています。

現在、前田町長の掲げる「住民の、住民による、住民のための政治」は、行政サービスの根幹であり、町の主役は「住民一人一人」であるということと繋がり、「住民目線」という考えの元に、この4年間の舵取りをしていただいております。

その中で、「住民とのコミュニケーション」、これこそが行政において最も大切であると私は考えております。「住民とのコミュニケーション」とは、①住民への情報発信 ②住民の声を受け取ること、と大きく2つに分けられます。

①住民への情報発信では、広報誌、ホームページ、行政防災無線、ときには郵便等の手段を利用し、行政から、住民にとって必要な各種お知らせを届けています。

②住民の声を受け取ることでは、なんでも相談や行政相談の実施、民生委員への相談や、その他私たち議員も住民の代表・地域の代表として議会へ出ているわけですが、現実的には全ての住民の声を拾い上げることは大変困難です。特に若年層などの声が届きにくいことに加え、昨今はコロナの感染拡大状況により、各種相談会の中止等による影響も感じずにはられません。

そこで、少しでも多くの住民に情報発信を行い、少しでも多くの声を受け取るための手段・ツールとして、自治体DXの観点も踏まえて「自治体LINE公式アカウント」の導入を検討してはいかがでしょうか。

香川県内では、三豊市や宇多津町などがすでに導入をしており、全国の自治体で見ても、都道府県・市町村をあわせて818の自治体が運用を行っています。

導入メリットとしては、

- ・LINE利用登録者数は国内8,900万人（SNSでは最大）であり、利用者数が多いこと。
- ・プッシュ型発信で、若年層を含め、情報発信に最大の効果が得られること。
- ・自治体向けには無償プランを利用でき、低コストで運用ができること。

次に、配信できる内容としては、ホームページに掲載してある、広報誌や各種お知らせの情報提供はもちろんのこと、住民が自分で必要な情報や興味のあるカテゴリを選択して、受け取ることができることも可能です。

信頼される発信が行われることによって多数の住民と繋がり、有事の際には居住地ごと被災状況や避難所等の必要な情報をスピーディーに配信し、携帯電話等のつながりにくい状況下においても必要な情報を確実に届けることのできるツールとして活用することができます。その際には、安否確認を行うツールとしての活用も効果的と考えます。

また現在、本町で導入している、ごみ分別アプリ「さんあーる」や母子手帳アプリ「母子モ」、防災ナビアプリなども統合していけば、複数のアプリを使用する煩雑さも改善されます。

また、住民の声の受け取りとして、「相談窓口・問い合わせ受付」を開設し、住民から直接メッセージを受け取ることも可能です。メッセージは他の方から見えないように担当職員と1対1のやり取りができ、個人情報を含む場合の対策にも適しています。

他市町の優良事例としては、

- ・横須賀市では、通常メニューの他、行政文書の電子申請や来庁予約、認知症サポーターによる不明者の捜索、病児保育の予約、道路損傷「発見」ページで写真と位置・発見日時や説明文を送信して「報告」するなどの仕組みを取り入れています。
- ・熊本市でも、道路・河川・公園の損壊通報などを受け付ける機能や、ハザードマップの掲載を行っています。

これらの「住民とのコミュニケーション」において、双方向のやり取りができるということや若年層にも情報を届けることができるというメリットが多く、全国的に見ても多くの自治体が取組んでいる「自治体LINE公式アカウント」について、本町でも導入を検討してはいかがでしょうか。

以上、本件につきまして、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 松内議員の1点目ご質問の「綾川町LINE公式アカウントの導入を」についてお答えします。綾川町では既にホームページをはじめInstagramやフェイスブックといったSNSでの発信を実施をしております。令和2年度にはトップページを一新し、新型コロナ対策といった特に重要な情報は優先的に目につくようにし

ております。

また、LINEにおける個人情報管理の不備が明らかになり、総務省からの機密性を有する情報、個人情報を取り扱う事務についてはLINEサービス上で利用しないという指針が示されまして、本町としても利用を控えてきたという経緯もあります。そして、危機管理の点からも、情報手段を1つのツールにまとめることの危険性もあります。

住民への情報発信で最も重要なことは、情報の「正確性」と「速さ」であると考えております。まずは、現在使用しておりますツールを駆使して正確な情報の発信を目指すとともに、LINEの利用は県内他市町の動向をみながら、研究をして参りたいとそうように考えております。以上、答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（松内）はい、議長。

○議長（河野）松内君。

○2番（松内）はい。ご回答ありがとうございました。再質問の方させていただきます。

情報発信につきましては、只今町長から回答がありましたように、本町では様々な方法で実施されていると思っております。ホームページやSNSで若者向けに行ったり、行政防災無線を使って広報等十分に周知が行われていると思っております。私、今回質問させていただきました2点の2つ目のところでしました、情報収集については現在のところ住民からの声を聞く仕組みや受け皿については、まだまだ課題があるのではないかと考えております。例えば一例として、宇多津町では、町有施設に目安箱を設置しているなどといった方法もあります。我が町ではどんな事ができるのか、これからどういった事をやっていくのか、現時点で考えている事、今後やっていかなければいけない事、そういった事をお考えであれば執行部のお考えをお尋ねしたいと思えます。

○議長（河野）松本参事。

○参事兼総務課長（松本）はい、議長。

○参事兼総務課長（松本）松内議員の再質問についてお答えを申し上げます。情報収集につきましては町長答弁でございましたように、様々な機会を持ちまして情報収集をしておるところではございます。その中にはそれぞれの事業実施計画におきまして、各関係課または地元でございましたり、様々なところからですね、アンケート調査を実施したり、そのような形で住民の声をですね、聞いていく方針をですね、たてておりますので、そういう機会をとらまえて、情報収集の方はしっかりやって参りたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思えます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（松内）はい。ありません。

○議長（河野）松内君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（松内）2、町内に放置・投棄された廃棄物の対策を。現在、本町には放置・投

棄された廃棄物に関する諸課題が存在します。先日、2月25日に県道278号、さぬき新道、綾歌綾川線、喫茶オレンジハウスの東側付近の路側帯を、ごみ問題についてボランティア活動されている地元の方とインターンシップ大学生の計4名で清掃活動を行ったのですが、僅か1時間あまりで緑色のごみ袋10袋を超える数の廃棄物を収集しました。

そこで得た知見として、現在の本町の課題として、①町がボランティアを支援する環境づくり、②ごみを捨てない町づくり、に問題があることが分かりました。先日の町長にご説明いただいた施政方針の中にも「綾川町グリーンボランティア制度」の創設がありましたが、私たちが住む町をごみのない、みどり豊かな美しい町づくりを推進していくために、まずは足元のゴミ問題を解決していく必要性があります。そこで、それらの問題に関して以下の2点について、お尋ねします。

①ボランティア支援、ごみ問題への取組みについて

現在、本町ではボランティア参加者に対して、ごみ袋の支給はあるものの、参加者がごみを分別、そして参加者が集積所・廃棄場まで持って行くというボランティア主体、いわばボランティアに一任してしまったシステム構造となっています。

ではここで、県内の他市町を調べると、高松市や三豊市では分別が不要なボランティア袋及びボランティアシールを配布・回収して支援を行うという、ボランティアが参加しやすい構造をとっています。坂出市や丸亀市、さぬき市においては、分別の必要はあるものの、ごみ袋の提供・回収までの支援が行われています。

特に、観音寺市ではボランティアによって収集されたゴミ袋を市の職員が現地回収するなど、職員も町をきれいにする意識を高め、ボランティアの負担を軽減する取組みが行われています。

いずれも、本町のボランティア支援では実施されておらず、ボランティアが参加しやすい環境作りが行われていると言えます。

そこで町長の施政方針に沿って、今後の本町のボランティア支援、ごみ問題への取組みについて、執行部の考えをお尋ねします。

②立て看板の点検、見直しについて

現在、本町では不法投棄の恐れがある、また不法投棄が多発している箇所について、立て看板による注意喚起を行っております。しかし、それらの劣化・老朽化が懸念されており、実際、私が清掃活動を行った場所に関しても、劣化・老朽化で看板は倒れ、文字は色あせて見えなくなっております。また看板自体も「綾南町」の設置による表示となっており、長らく更新を行っていないようでした。これでは、不法投棄を抑制する本来の役割を果たしていません。

そのためここで今一度、設置済みの立て看板等の点検、見直しの必要があると思います。本件に関して、執行部の考えをお尋ねします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）松内議員の「町内に放置・投棄された廃棄物の対策を」についてお答えします。

まず1点目の、「ボランティア支援、ごみ問題への取組みについて」であります。本町では、ごみのポイ捨てや不法投棄を回収する町民参加型のボランティア活動として、綾川町クリーン作戦、高松エアポートクリーン作戦、綾川河川清掃の3つの清掃活動を、綾川町が誕生した平成18年度より毎年行って参りました。

綾川町クリーン作戦につきましては、町内全域で全町民参加型の清掃活動であり、毎年5月に行っております。

また、高松エアポートクリーン作戦につきましては、高松市のボランティアと一緒に、高松空港周辺の不法投棄されたごみを回収する清掃活動でありまして、直近の令和2年1月には、町民ボランティアや企業関係者49人が参加し、綾川町のごみだけでも210kgを回収致しました。

綾川河川清掃につきましては、綾川に不法投棄されたごみを収集し、綾川を美しくする運動として、直近では、平成31年3月に綾川河川流域の97自治会、約1,300人が参加し、収集したごみの量は1,490kgを回収致しました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、高松エアポートクリーン作戦と綾川河川清掃につきましては、残念ながら昨年引き続き活動を中止しております。

町と致しましても、町内を巡回し、町道等のごみの回収や注意喚起を促す立て看板の設置を行い、美化活動に努めております。

また、町民や地域団体、事業者がボランティア活動を行う際、申し出により活動の支援やごみの回収も状況に応じて行っているところであります。

ご質問にありましたボランティア袋やボランティアシールにつきましては、予算や管理方法、町民への周知もあることから今後研究して参ります。

なお、これらの取組を発展させるために、施政方針でも申し上げました通り、町民や地域団体、事業者のボランティアによる清掃活動及び自然環境保護・推進を支援する『綾川町グリーンボランティア制度』これを新たに設けます。

町内の美化に努めることにより、美化意識の高揚、新たな地域の繋がりもでき、ボランティアによる自主的な活動がさらに活発になるよう、取組んで参ります。

また、本来の目的である自然環境・景観の保全に努めるとともに、みどり豊かなまちづくりを推進して参ります。

次に2点目の、「立て看板の点検、見直しについて」であります。不法投棄については町民からの連絡によって把握することが多く、また設置場所は私有地の場合もあり、町民や地域団体の方に基本的に設置をお願いをしております。劣化・老朽化による看板につきましては、町内巡回中に気をかけるとともに、広報等によりまして町

民へ周知を行い、申し出のあったものから交換・回収を行って参ります。

なお、看板の設置をしても、不法投棄が無くなっていないことから、令和2年度より視覚的・心理的効果のある立て看板を多くするなどして、改善を図っております。

また不法投棄は道路沿いのものが殆どを占めており、それらは町民以外の通行者が行っていることも考えられるため、県道、国道の道路管理者、高松西警察署とも連携を取りながら、このような看板を設置しなくてもよい社会を目指して、不法投棄撲滅に努めて参ります。以上、答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（松内）はい、議長。

○議長（河野）松内君。

○2番（松内）はい、再質問させていただきます。ご回答ありがとうございました。1点目のボランティア支援の取組みについてですが、今回私が質問させていただいたのは、先ほど町長の答弁では、町内全体での活動が大きく3つあるという事で、お話をいただいたんですが、どちらかというとな個人的に活動していただける方、多くで何百人という形ではなくて、数人単位でも活動していただける方への支援を是非検討したいということで、こちらについては引き続きお願いしていただきたいと思ひます。

で、再質問ですが、ごみ問題は本当に町自体が抱える問題でもありますし、地域全体での大きな課題だと思ひてます。特にですね、不法投棄は、先ほども町長からの話しがありましたように、道周辺でのごみが多いと思ひますが、ごみ全体で考えますと、山に捨てられるごみ、山ごみ、それから川に捨てられる、河川清掃もありますが、川に捨てられる川のごみ、そしてそのあとには海に流れていく海ごみという事で、昨今ではプラスチック問題等も大きく報道でされているところだと思ひております。これについては、山、川、海ということで、ひとつの自治体に限らず多くの自治体を挟んでの活動や連携が必要になってくるのではないかと思ひております。現時点でですね、綾川町として、それ以外の自治体との連携をしたごみ問題の取組みのやっていること、もしくは今後やっていかなければいけないと思ひているのか、例えば川でいくと、坂出市と繋がっているんで坂出との連携であるとか、そういったところでの取組みについて、執行部のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（河野）緒方住民生活課長。

○住民生活課長（緒方）はい、議長。

○住民生活課長（緒方）松内議員の再質問にお答え致します。他市町との連携という事で、今、綾川の水質検査とかは、坂出市と連携して子ども達が水質活動を通じてですね、確認をしたりしております。また、香川県全域でですね、海ごみにも取組んでおります。綾川町には海はないものの川から流れていくごみもあると思ひますので、より一層の連携を図ってですね、ごみのないクリーンなまちづくりに努めて参りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（河野）再々質問は、ございませんか。

- 2番（松内）ありません。ありがとうございました。
- 議長（河野）以上で、松内君の一般質問を終わります。
- 議長（河野）ここで、暫時休憩と致します。

休憩 午前 10時26分

再開 午前 10時39分

- 議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。
- 議長（河野）6番、大野直樹君。
- 6番（大野）議長。
- 議長（河野）大野君。
- 6番（大野）6番、大野。
- 6番（大野）それでは一般質問をさせていただきます。子育て環境について。町長の施政方針において、人口減少の対策は喫緊の課題と述べられました。人口減少に歯止めをかけるにはいくつかの施策がありますが、最も有効であると考えられるのが、生産年齢人口世代の方の移住やUターンであると考えます。

本町においては、子育て支援医療費の支給対象年齢を18歳まで引き上げを今定例会に上程し審議を行います。また子育て世代に対するアンケートで要望の高かった公園の設置など、様々な形で子どもを育てる事ができる環境整備に取り組んでいただいていることは、ひとりの父親としても感謝申し上げます。たくさんの子育て世代への施策の充実をしていただいていることは承知しております。加えて、妊婦を応援する制度の充実や、妊産婦へのあんしんタクシーチケットの助成。さらには出会いの場から結婚までのマッチング支援として、かがわ縁結び支援センターへの入会登録料の一部助成を予定するなど、他の市町に比べてもトップクラスと言っていいほど充実をしています。これらのサービスや事業の充実は、町内の若者だけではなく、移住先を探している方が、本町で子育てをしたいと思える最大の強みだと考えます。

本町は公設公営のこども園があり、一部日曜保育を委託している施設やその他にも民間の乳幼児の発達をサポートする施設などがあります。そこで、4点質問をさせていただきます。

- ①民間の子育て教室や、子育て広場、相談事業所などの誘致について。

民間の子育て広場や教室などの跡地を利用する及び誘致についてはどのようにお考えでしょうか。今後、既存サービスの民間委託や指定管理についてどのようにお考えかお尋ね致します。包括的に子ども達を支援する事が求められている中、何よりも子ども達やそのご家族に寄り添うことが大切だと考えます。今後、民間事業者との連

携及び、町が子育て施策を考える際の会議等への参加はあるのかないのか。今後行っていく必要性を感じているか否かをお尋ね致します。

②木育について。

この度、民間事業者が高松市大工町に、木育を中心とした讃岐おもちゃ美術館を開館致します。そこで本町の子ども達にも木のおもちゃに触れる体験や、木工ワークショップ等を体験できる機会を作ってほしいと考えます。例えば入館にかかる費用負担や園の遠足などに利用する等、木育に関わる機会を提供していただきたいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

③本町の子育て支援を支える保育士について。

本町の子育て支援の核となるのは、こども園です。施政方針でもありましたが、ICTを活用した連絡や、健康状態を管理するアプリの導入ですが、子どもを預ける親としては非常に便利なツールであり、今の子育て世代の方には非常に喜ばれるサービスだと考えますが、管理する保育士にとっては一定のスキルが必要であり、さらに健康状態を管理することから、個人情報としても共有ミスがあってはならないと考えます。その点について、働く職員の負担にならないかと危惧するところですが、職員の研修及びリスクヘッジ等についてお尋ねを致します。

④保育士の職員配置等について。

この度の保育士等の処遇改善臨時特別給付金を活用し、ある種のベースアップが期待されております。今後制度の見直しはあるものの、臨時特別給付金が未来永遠と続くものでもないと思います。そこで、根本的な処遇の見直し改善は検討しているのか。また、持続可能な町政運営を行う中で今後処遇（賃金）についてはどのように考えているのかお尋ね致します。

最後に、3歳未満時の入園が可能なところは、共働きの家庭において、とてもありがたいと思います。しかしながら、今後増えていくだろう未満時の受入れや、発達が気になる子ども、医療的ケアを必要とする子ども達を支援する保育士の採用計画や、職員配置は適切でしょうか。人員配置だけにとらわれず、余剰人員を持つことで研修や先輩職員からの体験に基づく共育が可能だと考えます。すぐにとは言いませんが、今後各園の職員増を検討していただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

先に述べましたが、子育ての施策は、他市町より充実していると考えますが、それを支える職員あってこそその施策だと考えます。子育て環境が整ってこそ移住定住にも繋がってくると考えます。以上で1問目の質問を終わります。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）大野議員の「子育て環境について」お答えを致します。

まず、1点目の「民間の子育て教室や子育て広場、相談事業所などの誘致」であり

ます。民間の子育て教室などの誘致につきましては、子育てサービスの環境整備を行う上でも重要な事と考えておりますが、本年度で廃園となる粉所分園につきましては、まずは、地元で利用できる施設を目指すことを基本として検討して参ります。その結果を基に、令和5年度を目標に跡地利用整備基本計画を定めまして、民間の誘致等についても必要があれば検討をして参ります。

次に、既存サービスの民間委託等につきましては、既に休日保育事業や給食調理業務などで民間委託を実施しておりますが、今後も民間の専門的な知識・技術を活用しまして、業務の効率の向上を図れる事業については、引き続き実施をして参ります。

また、子育て施策等の会議への参加につきましては、民間の意見等は必要であると考えておりますので、状況にあわせて協力を賜りたいと考えています。子ども達に対する包括的な支援は、専門的な知識や継続的なサポートが必要なことから、民間活力の必要性は大きいと考えられますが、個人情報管理も含め課題となる点もございますので、今後研究して参ります。

次に、2点目の「木育について」であります。木には様々な効果があり、木に触れることで子どもの情緒が安定し、五感が刺激され豊かな心の育成につながると言われております。こども園では木のおもちゃを子どもたちに提供しており、保育者も木育の大切さを実感しております。

木育を中心とした讃岐おもちゃ美術館につきましては、施設の内容等を確認し、園の遠足での利用等について検討をして参ります。入館にかかる費用負担につきましては、利用の把握や負担方法等の課題があるため、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、3点目の「本町の子育て支援を支える保育士について」であります。今回導入する保育システムであります。こども園が紙媒体で管理している登降時間や午睡状態等の日常管理、保育日誌や指導計画等の書類作成等の共有化、業務の効率化を図るとともに、保護者が園児の欠席連絡・健康状態管理等をスマートフォン等から専用アプリに直接入力することで、電話や紙でのお知らせを省くことができ、お互いの利便性と効率化を目指すものであります。

導入に際しては、できる限り現場の意見を聞きながら、誰もが使いやすい機器の選定を行いますが、議員ご指摘のとおり、共有ミスはあってはならないものと考えておりますので、操作に苦手な保育教諭へのフォロー体制の充実などに取組み、負担増加にならないよう努めて参ります。

次に、4点目の「保育士の職員配置等について」であります。保育士等処遇改善臨時特別給付金につきましては、内閣府子ども・子育て本部の資料によりますと、10月以降も「公定価格の見直しにより同様の措置を講じる」とあります。しかしながら、臨時的であることが考えられますので、国の動向をみながら、処遇についての見直しをしていくことが必要になると考えます。今後の処遇改善につきましては他市町の動向を把握し、適切な方法を検討して参ります。

ご質問の最後にありました各こども園の職員増につきましては、翌年3月までの入園申し込み数により、途中入園児にも対応できるように4月から職員配置しておりますし、転入等による園児数の増加にも、その都度職員配置を行っております。また、発達が気になる子ども、医療的ケアを必要とする子どもにつきましても、加配保育教諭・看護師を配置、早出・居残り・午睡・環境整備にも必要な人員配置を行っております。

現在は、休暇取得や研修等に参加する場合の代替保育士等の確保について検討しているところでありますが、募集による人員確保が難しい状況であります。今後は、潜在保育士等の把握とともに復職に向けた情報提供に努めるなど、各園の職員増の方策を検討して参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（大野）ありません。

○議長（河野）はい。大野君の1問目の質問が終わり2問目の質問を許します。

○6番（大野）はい。2問目の質問に入ります。休校休園等の生活支援について。

休校、休園で仕事を休んだ際、給料補償として小学校休業等対応助成金があります。厚生労働省のホームページは以下のように説明されております。「事業主の方へ 事業主の皆様には、この助成金を活用して有休の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。」このような制度がありながら、雇用主からは「うちはやっていない」「有休を使ってほしい」と言われるケースが多くあるとお聞きしております。その際、救済をするために国は「小学校休業等対応助成金について個人申請も可能」としてくれておりますが、個人で申請するにはあまりにもハードルが高すぎます。私もこれ一度やってみたんのですが、ハードルが高いうまくいきませんでした。そこで、本町において、個人の申し出に対する相談窓口を早急に設置する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。電話相談は平日の限られた時間のため、オンラインセミナーや動画で分かりやすく説明している市町もあります。是非本町でも検討をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがお考えでしょうか。また、町内事業者に上記制度を理解していただくための旨をお伝えする必要がありますが、いかがお考えでしょうか。書類が複雑すぎる、申請期間も短いため、個人で申請するにはサポート窓口が必要だと思っておりますが、本町の考えをお聞かせください。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）「休校休園等の生活支援について」お答え致します。

小学校休業等対応助成金制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために仕事のできなくなっている子育て世代を支援するものであります。制度の普及につきましては、国からの依

頼を受けまして、小中学校やこども園に対して、保護者への周知を依頼をしております。また、事業主に対しましては、町商工会が制度の趣旨を周知しておりますが、再度、依頼したいと思います。

支給申請と致しましては、事業主が有給休暇等で休暇中に支払った賃金相当額の申請を行う場合と、事業者が助成金の活用に応じない場合に労働者の方から直接支給申請する場合、また、委託を受けて個人で仕事をする方が支給申請をする場合があります。制度や申請方法等について、保護者からの問い合わせ等があった場合には、役場窓口において対応するとともに、厚生労働省のホームページやコールセンターの紹介等の対応をさせていただきます。

今後も、制度の普及のため教育委員会とも連携し、引き続き周知活動を行って参ります。以上答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○6番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○6番（大野）再質問させていただきます。先ほど窓口を役場の中でも、ということで、町長の答弁をいただきましたが、例えば、例えば個人で申請が分からんのやけど、どうしたらええかっていう電話をした時に、担当課はどのように答えるか教えてください。よろしくをお願いします。

○子育て支援課長（久保田）はい、議長。

○議長（河野）久保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（久保田）大野議員の再質問にお答えしたいと思います。保護者の方から相談っていうんですか、入った時には、まず小学校であったりとか小中学校であったりとかこども園の保護者っていうことでそれぞれの担当課の方へ入ってはいくとは思いますが、それから主管である担当課であったりとか、失礼しました、厚労省であったりとかとそういう窓口の紹介になっていこうかなと思っております。そういう流れで考えています。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○6番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○6番（大野）ご答弁ありがとうございました。この事業は、政府のホームページを見ると、厚労省だけではなくして、文科省も農林水産省も同じような文章を出しております。で、同じように「事業者の皆様へ」というところと、「個人で申請される方へ」というリンクが貼られとんですけども、僕がちょっと懸念しとんは、この「個人の方へ」です。例えば生活に困難を抱えているご家庭があった場合に、これ例えば7日間休むと、結構な給料が下がるわけですね、生活困窮にも関わってくる問題で、この、要は救済するための制度がありながらもここにたどり着けない制度があるわけです。で、僕はこれを例えばですよ、例えば町が、厚労省のホームページを見てくださいますと

か、どこどこ見てくださるのではなくて、無料相談窓口がここに、例えば社労士さんだったりとか、行政書士さんだったりとか、そういうところに繋いでいただいて、町がそういう方に対しては、何らかの応分を負担をしながら、社労士さんに申請の書類の手続きを協力してもらって、そういう制度をしていかんかったら、これ、本当に困っている人にはなかなか届きにくい制度で、簡単に分かる人にはホームページをみてたどり着く人はできる人なんです。ただ、できない人に救済を求めなければ、これ生活困窮に関わってくる問題ですし、この問題は重層的支援事業の中でも実際この補助金の申請で、コロナの補助金申請で困っている人の救済措置というところでこれ入ってきていますので、これあの小学校のお休みをした、保育所お休みした保護者だけでなく、助成金窓口にとどり着けない人のやっぱ救済措置をやっぱしていかないかん。となると、厚労省のホームページ見てくれだけじゃなくて、やっぱ専門家にある程度繋いであげられるような制度を、やっぱ町がちょっとしてあげたらえんじやないかなあと思っておりますが、なかなか難しい話だと思うんですけども、でも実際に、この請求で制度がありながらそこにたどり着けない人がたぶんいると思うんで、そのあたりを町として厚労省に繋いだらええ、ホームページ見てください、この書類どうぞ、っていうのはあまりにもかわいそうな制度なんで、もう少しなんか寄り添える支援をしていただきたいと思います。

よろしくお祈いします。町長、よろしくお祈いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 再質問いただきました。制度的にはできてもですね、利用できない制度であっては何にもならないということでもあります。ちょっと私もその資料の中にどういふところがなかなか申請しづらいのか内容を見ていないので、ここで細やかなご答弁できんですけども、原課いろんなところにもわたりますんで、その相談を受けて、どう繋ぐのかというのがあろうと思ひますし、できればですね、少しやはりうちの窓口でもですね、ここの辺に問題があるねっていうところを掌握できとれば、よりそういう相談に乗りやすいのかなと。いろんな方に頼んでというのがひとつあろうかと思ひますが、まずはちょっと、うちの中でもですね、どの辺のところか少し難しいかなというところも掌握すべきでないかなと思ひしております。その後ですね、これはなかなか我々行政の人間が見てもこれ難しいなというのであれば、そういう事もひとつの検討をしなきゃならない内容かなと思ひます。そういうことで、もう少しちょっと内容的にそんなに悠長なことも言っておれませんので、内容をみて、原課ともいろいろ検討させていただきたいと思ひます。よろしくお祈い致します。以上答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 以上で大野君の一般質問を終わります。

○6番（大野） ありがとうございます。

○議長（河野） 1 番、三好東曜君。

○1 番（三好東） はい、1 番、三好東曜。

○議長（河野） 三好君。

○1 番（三好東） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思えます。本議会が、この4年間任期を与えられまして、最後の議会になります。まずは感謝を述べたいと思えます。皆さんありがとうございました。議員の皆さま、そして行政執行部の皆さま、この4年間ともに町政について考えていただき、議論してきたこと、本当にありがたいことで、感謝しております。ともにこれからも、より良いまちづくりを考えていけたらと思えます。

で、もう一点、ここで少しですが、話させていただきたいことがあります。今、紛争があるんですけども、どちらにも愛の念をもって、我々の中でどちらが悪い、どちらが敵だと、敵を作らずに、両方それぞれ正義のために戦っている事ですので、我々は早くその紛争が解決できるように、愛の念を持って、できる支援ができたらと思えますので、そのことをお伝えさせていただきます。それでは一般質問に、移らせていただきます。

「新しい生活様式」の徹底後の未来の綾川町とは。今、日本社会の縮図である綾川町が直面している最も大きな問題は、政府の提唱する「新しい生活様式」による「人と人の繋がり」の分断であると私は考えています。今までにあった年中行事やイベントは中止か簡略化され、自治会や祭りなども行われずに、神事をもうやめたいという意見も出てきています。こうした分断の先にあるのは切り離された個人です。個人では生きていく事は出来ないため、それぞれ何かに依存しなければ生きていけません。私たちは政府の描くピラミッドへ依存して生きていくしか無いのでしょうか？そもそも町長は地方自治とは何であると捉えていますか。政府の執行機関としての行政のみならば、もはや「自治体」と呼ぶのは相応しくなく、「傀儡体」と名を改めた方がふさわしいのでは無いでしょうか。時には政府の考えや要望にも疑問を呈し、異を呈することが必要では無いでしょうか。自治体での判断は住民生活へ直結しています。私達が住民の生活を守る最後の砦に違いは無いでしょうか。

私にはこの「新しい生活様式」の徹底の先にあるものは「人と人の絆の分断」であるとしか思えません。それは既存のコミュニティの徹底的な破壊であり、つまりは文化の破壊であります。破壊は再生へのプロセスなので、一概に悪いとは言えませんが、その破壊の後にどのような未来を創造するかが重要なのです。何を残し、何を改めるのか。

町長の描く「新しい生活様式」を徹底し、根付かせた後の未来の綾川町は一体どんな町なのでしょう。お聞かせ下さい。よろしくお願い致します。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田）まず最初に『新しい生活様式』の徹底後の未来の綾川町とは」についてお答え致します。

まずはじめに、地方自治とは、町が、自らの判断と責任において、地域の実情に合った行政を行っていくことであり、一番の存在意義は、そこに住む人の生活を支えることでもあります。地方自治法の中では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定されております。また、その中でさらに、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、全国的な規模・視点で行わなければならない施策及び事業の実施、その他、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とこのように規定されております。コロナ対応で言うならば、状況を見極め、判断するのは、町でありまして、国の言われるままではありません。

まず、申し上げたいのは「新しい生活様式」の徹底が「人と人との絆の分断」であるとは考えておりません。コロナ禍における感染予防のために「新しい生活様式」が提唱されており、「三つの密」の回避「三密の回避」や人と人の距離の確保等のため、行事の中止や簡略化が行われていることは事実ではありますが、このコロナ禍を大規模な災害としてとらえるなら、人と人の繋がり、共助の精神は有事の時こそ培われるものとするからであります。

また、祭りや神事においては、一方で後継者不足も問題となっています。これを機会に若い世代でも継承できるようなやり方を考え、継続していく道を模索することができ、それが世代を超えた交流へと繋がるのではないかと考えております。

議員の言葉をお借り致しますと「破壊は再生へのプロセス」と考えるなら、このコロナ禍を、ピンチをチャンスに変える契機とし、「新しい生活様式」が綾川町より良い未来を創造できるように、町政運営を行って参りたいと思います。以上、答弁と致します。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）はい。ありがとうございます。ご答弁。町長の言われることは私もその通りであると思います。しかしながらですね、やはりどういうプロセスをとっていくか、そこを町長にはお示しいただきたかったというふうに感じております。このネット社会がこのコロナ禍で広がって行って、いろんな様々なサービスというリモートワークに始まりまして、様々なサービス、様々な繋がりというのが、今までとは違った形で築かれているというのは、皆さんも感じられている所ではあると思うんですけども、その先に何を描くのか、どういうふうにこの絆を再構築していくのか、

そこをどうやってやっていくのか、これから綾川町の課題になると思いますので、是非一緒に考えていきましょう。どうぞよろしくお願い致します。以上で、答弁はおりません。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わりまして、2問目の質問を許します。

○1番（三好東）はい。2問目の質問に移らせていただきます。教育について。

4月から綾南中学校と綾上中学校が統合され、綾川中学校になります。こども園、小学校、中学校と幼少期の教育を担う本町です。更に綾川町は「教育の町」宣言をしています。本町の示すこども園、小学校、中学校それぞれの教育指針を示していただけますでしょうか。

今、行う教育が子ども達の人生の基盤となり、20年後、30年後の日本社会を築いていく事になります。また、ネイティブアメリカン、ホピ族の格言で「7世代先の事を考えて木を植えなさい」という言葉があります。これは、7世代と言いますと、150年、およそ150年先の世代のことを考えて今の行動をなさいという格言です。最も大切で、子ども達に受け継いでいきたい不変の価値観はなんでしょうか。綾川町教育委員会として7世代先に受け継いでいきたい教えはなんでしょうか。また、町長としてはどう考えられますでしょうか、お教え下さい。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）教育長。

○教育長（松井）三好東曜議員ご質問の「教育について」お答えします。

本町の「教育の町宣言」は、旧綾南町において、健全な町民の育成を期し、あわせて個性豊かな文化の創造を目指して、幼児教育から社会教育まで一貫した教育の普及徹底を図り、教育尊重の志における問題に対応するために制定されたものであります。

議員ご質問、1点目の、学校等の「教育指針」であります。町教育委員会においては、「教育の町宣言」及び「教育憲章」を踏まえ、「幼児教育」から「学校教育」、「社会教育」までの一貫した教育普及を図るための「教育方針」を設定しています。

令和2年度からは、教育方針を『わたしらしさが輝く人づくり』とし、「生きる力」と「地域に貢献する人材」の育成に努めております。

また、各学校、こども園においても、町の教育方針を基に、学校教育目標、基本理念を掲げ、学校（園）の運営を進めています。

次に、2点目の、子ども達に「受け継いでいきたい教え」については、「教育の町宣言」にも掲げる、自然と歴史に育まれた綾川町民であることに誇りと喜びを持ち、将来においても、町民が力を合わせて、明るく豊かで、活気あふれる町になるように、「教育憲章」に謳う、夢をもち、学習や運動に励むこと、また、思いやりと豊かな心、感謝の心や奉仕の心をもちながら、社会の一員としての役割を果し、自然や伝統を大切に郷土の繁栄を目指してもらいたいと考えております。

以上で、三好東曜議員の「教育について」の答弁と致します

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい。只今の、教育長の方からもご答弁申し上げました。綾川町は旧町、綾南町の時代からですね、「教育の町宣言」をして、また合併しても「教育の町宣言」してございます。この「教育の町宣言」にあわせて、この内容につきましては、「まちづくりはひとづくり、ひとづくりの源は教育にある」ということでございまして、今2点目に教育長の方からお答えをしたとおり、本当に子ども達が夢をもち、学習や運動に励み、思いやりと豊かな心、感謝の心や奉仕の心を持ちながら、社会の一員として役割を果たしていただきたい。また、自然や伝統を大切にしてお郷土の繁栄を目指していただきたい、そういう内容で行ってございますので、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）はい。教育指針、示していただきましてありがとうございます。学校教育目標という事が只今言われたんですが、現在のその学校教育目標、教育長、分かれば教えていただきたいと思います。

あとですね、歴史、自然と歴史に育まれた綾川町に明るく豊かにという事ですが、この歴史の部分、もっとしてもいいんじゃないかなと私は感じております。私は念仏踊りの踊り手を、只今、小野組のほうで担わせていただいているのですが、その研究の一環で、過去の念仏踊りを調べました。そうすると南条と北条というのがありまして、府中の方まで合わせて南条という歴史に、文化的に考えると綾川町だけでは収まりきらない歴史っていうのがあります。それは平安時代までさかのぼることですし、その時から讃岐の国は上国といいまして、畿内に次ぐ重要な拠点だったんです。そのことから管原道真公が赴任してきて、たくさん綾川の文化というのが育まれております。ただ、私の知る限りまだ町民はこういった事実、歴史っていうのを知らない、知る機会が少ない、圧倒的に足りていない、というふうに私は感じております。ここを歴史の教育から人を育んでいただきたいので、是非ここに力を入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。これは町長にお聞きしたいと思います。2点よろしくお願ひ致します。

○議長（河野）宮前学校教育課長。

○学校教育課長（宮前）はい、議長。

○議長（河野）宮前課長。

○学校教育課長（宮前）三好東曜議員の再質問についてお答えしたいと思います。1点目のほうお答えさせていただきます。

各学校での、いわゆる学校教育目標についてでございます。これにつきましては答

弁にもございましたように、各学校で設定をしております。すべてではございませんけれども、何点かをご紹介致します。まず、「故郷を愛し 自ら学び 心豊かでたくましい児童の育成」「共によく学び 思い合い 元気でやりぬく子を育てる」「自ら考え 行動し 人間性豊かで たくましいこどもの育成」「思いやりと広い心で 共に生きることを学ぶ 知性と創造性を磨き 世界に生きることを学ぶ」こういった教育目標を各学校において設定し、各現場では指導をしておるところでございます。以上、学校教育目標についての紹介をさせていただきました。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 今、再質問いただきました。歴史文化についてですね、お話をいただきました。これにつきましてはですね、施政方針の中でも申し上げていたと思います。ひとつ念仏踊りを例にとってお話いただきました。今回念仏、滝宮の念仏踊りでございますが、ユネスコ無形文化遺産、これに登録される予定という事で、予定のけてもいいと思うんですけども、登録されると思っております。そういうことで、こういう文化遺産、次世代に継承をしていかなならない。ということでございますので、今回、これを契機にですね、よりまあ継承者の育成、資料の整理とかですね、そういうものに町としては支援をしていきたいと思っております。今後ですね、こういう文化、こういうものを保存していくというのは、大変な事でございます、これにはですね、施政方針の中でも申し上げましたとおり、活動していただく拠点づくりというのにも必要になってきようかと思っております。そういう事でそのなかで、申し上げさせていただいたのは、記念館というひとつのこれを契機にですね、設置を検討していきたいなとこのように考えております。そういうことでこれはまあ、子ども達にもしっかりとこういう歴史を学んでいただくというためにも、こういうものも必要になってくるのかなというふうに思っております。そういう取組みを町をあげてやっていきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） 再々質問をさせていただきます。学校教育目標ですね、あの、理念的な目標を只今おっしゃっていただいたんですけども、是非、数値的目標、数値化できるところもありますので、そのことも考えていただけたらと思います。そういうのが、もしありましたら教えていただけたらと思います。

2点目、念仏を例にとってお話させていただきましたけれども、念仏のみならず、その私達の文化、育んできたものっていうのは、それのみならずたくさんあります。で、歴史だとか文化っていうのは、外からみて初めて認識されて価値が出てくるものでありますので、この国際化の時代ですね、これからの観光を考えたりすることもありま

すので、国際的に私達の文化が認識できるように、多言語で、あの、記念館は私は最終のところだと思います。まずはホームページやバーチャルな部分で資料を十分に作成していただきまして、バーチャル記念館みたいなものがまずは出来て、そのあとにリアルなものが出来ていくっていうのが、内容が充実するプロセスではないかなと思いますので、是非、インターネットの検索というのが、実際に来訪される方よりは、はるかに多い交流人口を生みますので、そのところにそっちの方にまずは重きを置いていただきまして、それから記念館というプロセスをとっていただきたいと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）再々になりますかね。再々質問にお答えしたいと思います。教育のですね数値化。これについてはですね、当然できる部分とできない部分というのがあると思います。しかし、基本的に、最終的には教育というのは、数値で置き換えることのできないものだろうというふうに思います。ある部分、成績等でですね、一喜一憂するという時もありますけれども、基本的には長い将来においてですね、やはり人間性、豊かな人を育てていく、これが基本だろうと思います。なかなか数値で計りにくい、そういったところが教育かなと考えております。今後ともご指導よろしくお願ひします。以上です。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）今後の進め方についてはですね、またいろんな場所でいろいろご議論交わして参りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（河野）三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○1番（三好）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好）3問目の質問は、行政改革についてです。今、デジタル技術と人工知能が加速度的に発達し、社会生活に一般的に取り入れられるようになってきました。手塚治虫が描いた「鉄腕アトム」や、藤子不二雄の「ドラえもん」などのアニメや漫画を見て育った世代が夢を現実にするべく、不断の努力をしてきた結果ではないでしょうか。

今後は、「サマーウォーズ」、「竜とそばかすの姫」、「ソードアートオンライン」、「攻殻機動隊」などのアニメが描く仮想現実、V e r c h a l R e a l i t y の世界が拡張していくと私は思っています。既に、実社会でもC l u s t a rなどのアプリで自分のアバターを介した仮想現実空間でのイベントなども人気を博するようになってきました。たった数日前の告知で数百人を集客する事ができるというのですから、驚きです。VRは現実世界の拡張機能の他に、異次元の世界を創造する機能があります。近い将来バーチャル市役所、町役場などが一般的になるように私は思っています。

行政サービスのほとんどは仮想空間の中で行う事ができ、しかもその受け答えは人工知能を持ったbotが担っていくことになるでしょう。つまり、社会のインフラ構造がVRと人工知能ありきに変化していく事が予想されます。

未来の話から現実の話に戻りますと先日、私の経営するゲストハウスへ国連職員とEUの職員のご夫婦がワーケーションで滞在されました。知的労働なので、zoomを使ったオンライン会議で必要な意思決定はでき、仕事に支障は全くなく、逆に、地方や現場を見て回る事ができて良いという回答でした。この事が指し示すのは、デジタル庁の職員が庁舎に縛られないのと同じで、行政の職員や議員も庁舎に必ずしも紐づかなくてもよくなるという事です。リモートワークやバーチャルワークを前提にすると、出張や現場研修、実施調査などが飛躍的に容易になり、職員の働き方が大きく変化することに繋がります。これからの行政改革を思い描くに当たっては、未来のデジタル技術ありきの改革プランが必要になることを前提に以下の点において、町長の行政改革のプランをお尋ねしたいと思います。

1つ目、行政のDXを今後5年間でどう進めるのか、すぐに5ヵ年計画の策定をするべきではないのか。

2つ目、IT人材の雇用は今後5年間で何人雇用する予定か、また、職員に対するIT教育は現状どうやって行なっているのか。今後はどうやって行なっていくつもりか。

3つ目、バーチャル町役場がもし作れば、町長は作るのでしょうか。

4つ目、既存の組織構造はどう変化させるのか。現在は各課の連携と横の繋がりをどう構築していくかが課題であると思われませんが、IT化すれば庁舎のレイアウトも変わると思われます。どうするのか。バーチャルの部分を組織のどこに最初に取り入れるのが適切と思われるか。

5つ目、職員の移動による業務の引き継ぎをICT技術を使いどのように円滑に進めるのか。前職とのホットラインやチャットの積極的な活用は現在あるのか。

6つ目、AI駆動型ロボティック・プロセス・オートメーションRPAでどの業務を自動化させるのか。そのプランは、導入を検討をしているのか。

7つ目、行政職員のリモートワークを推奨するのか。

8つ目、チームビルディングに使われるWork.com/CIMOS（シーモス）のような相互評価型の評価システムを行政でも取り入れればどうか。

9つ目、職員の接客の対応トレーニングは受けているのか。正確さのモデルや傾聴、カウンセリングなど研修が効果的だと思われるがどうか。

10点目、職員の職場適正判断はどのような形で行い、適材適所はどのように築いていっているのか。以上10点お答えいただけたらと思います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問の行政改革につきまして、お答えいたします。1点目の行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進につきましては、これまでの回答のとおり、国の自治体DX推進計画に基づき推進して参ります。また、県の「かがわデジタル化推進戦略」を踏まえまして、本町も参加しております「かがわDX Lab」を通じて県内他市町とも連携して進めて参りたいと考えています。

2点目の「IT人材の雇用と職員に対するIT研修」につきまして、まず、IT人材の雇用については、デジタル化推進がはじまったばかりでありますので、国が進めております地方創生人材支援制度や地域活企業人派遣制度を研究致しまして、地域課題の解決を図ることのできる人材、地域活性化に向けた幅広い活動に従事する人材の雇用に向けて研究をして参ります。職員研修につきましては、ITに関わらず、専門知識を向上させる研修や職責に応じた研修といった各種研修会の積極的な参加を推進して参りました。研修に参加しやすい環境の整備、研修機会の拡大により、職員の積極的な参加が得られる様、今後も推進して参ります。

3点目の「バーチャル町役場」についてであります。バーチャルな空間に役場を作る予定は今のところありません。バーチャルではありませんが、コンビニ交付や電子申請といった整備を施政方針のとおり実施し、住民の方が利用しやすい環境の整備に努め、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めて参ります。

4点目の「既存の組織構造の変化」につきましては、高度化・多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、人材や財源を有効に活用できるよう、組織機構の再編・整備に取り組みます。出先機関、附属機関などについて、スリム化に努め、窓口体制のあり方も検討して参ります。

5点目の「業務の引継ぎ」についてであります。本町の業務の引継ぎは、「綾川町職員服務規程」に基づいて適正に実施しておりますが、必要とあれば前任者へ確認が可能な環境は構築しております。また役場の業務では既にグループウェアを導入しております。職員間でのメール、掲示板での情報発信、スケジュールの管理等が可能としております。また、業務の引き継ぎを前提とした電子データのファイル共有を行っております。

6点目の「RPAの導入」についてであります。これまでの答弁でもお答え致しましたとおり、費用対効果と他市町の導入実績をみながら、研究をすすめて参ります。

7点目の「リモートワーク」についてであります。住民サービスにおいて重要なことは、不測の事態が発生した場合の「業務の継続」と考えております。リモートという考え方もありますが、本町では現在、新型コロナ対策として分散勤務を実施し、住民サービスが停止しないようにしております。

8点目の「相互評価型の評価システムの導入」については、現在取り組んでいる人事評価制度を確立させ、人材の育成・活用、組織力の向上、処遇等へ反映して参ります。

9点目の初任者研修においては接遇やマナーを含めた内容の研修を実施し、一般職員研修においては、住民満足度の向上を含めた内容の研修を実施するなど、必要

な知識・技能・態度等が習得できるように、計画的に職員に研修へ参加させるようにしております。

10点目の「職場適正判断」については、人事の内容になりますが、「異動希望調査及び自己申告書」などにより適正化を判断しております。令和4年度からは、「人事評価」を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用ができるように進めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好）はい。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好）はい、ご答弁ありがとうございます。この中で、IT職員研修、非常に積極的に行っているような内容だったと思うんですけども、これからやはりプログラミング教育が必須になってIT人材っていうのを国の方でもたくさん作っていく方針が出ていますので、IT研修、ここで問題になってくるのは世代間格差になってくると思うんですね、やはり我々の世代だとか、中堅層、プログラミング教育を当然受けていませんので、前提条件、教育の前提条件が変わってくるんです。ここがまあ大きな壁になってくるのが予想されるので、職員研修もこういったことを、今、子ども達が勉強している事、一応どういうものかだとか、そういうことは知っておくべきですし、これからそっちの方はずっと社会が動いていきますので、基礎となるところというのは、いち早く進める必要があると思うんですね。このところを是非考えていただきたいと思います。手を早く打てば打つほど、対応、時代の変化に対応できる町役場ということになっていきます。これは町の発展に大きく繋がる基本の基です。このところ一番大切ですので、どうぞやっていただきたいと思います。あと、人事評価システム、これやはり職員の方々、そうですね、たくさんいろんなことを言われると思うんですけども、モチベーションアップに繋がるような評価システムがありますので、是非ご検討いただけたらと思います。あと、業務の引継ぎ、やっていたらという事で、是非これどんどんやっていただいて、業務のメールの返信などが、行政の方に私がメールをして、届いているか届いていないか分からないということが、自分で確認しないと分からないので、是非、届いたか届いていないかメール返信いただけると、個人的な事ですけども、大変助かります。はい。お願いします。

○議長（河野）松本参事。

○参事兼総務課長（松本）はい議長。

○議長（河野）参事。

○参事兼総務課長（松本）三好議員の再質問についてご回答申し上げます。1点目のIT関係の職員研修について、プログラム研修することによってという内容だったと思いますが、議員ご存知のように現状ですね、自治体、地方自治体、国の自治体というような概念の中で、デジタルトランスフォーメーションの中にはですね、システムの

クラウド管理というのが含まれております。個別のプログラマーがいることによってそのクラウド管理ができるかという、なかなか直接的なものにはなっておりません。ただ、当然ながらですね、各課におきまして、様々なアプリケーション使いながら、いろんな告知をしておりますので、そういう部分についての研修等は現在しておりますので、なお引続き、継続して参りたいと思っております。

2点目の人事評価システムにつきましては、当然ながら平成28年から人事評価システムを導入致しまして、その研修等を十分にやった状態の中での令和4年度に引き継ぎたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

3点目の業務の引継ぎについての話ですが、町長答弁のとおり十分な引継ぎをしておりますのでご理解いただきまして、外部のメールからの返信につきましては、当然ながら内容等を確認しながらご返答が必要なものについては返答するような形で努力しておりますので、ご理解いただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（三好東） ありません。

○議長（河野） 3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。

○議長（河野） 三好君。

○1番（三好東） はい。議長。

○1番（三好東） 4問目の質問は、会議の効率化、円滑化を具体的にはどうすすめるのかです。行政執行部の委員会、本会議での説明方法と議会内での説明方法を具体的にどう改善し、会議の効率化、円滑化を図っていくつもりか。

町長は施政方針の中で「社会の各分野でICTの活用が急速に発達している中、議会会議においても、タブレット端末を活用した会議を進めているところであり、今後、さらなる資料のデータ化、ペーパーレス化に努め、議会と共に、会議の効率化、円滑化を図って参ります。」とありますが、具体的なプランをお示しいただけたらと思います。今までの4年間、委員会、本会議でのパワーポイントやスクリーン、モニターを使った行政執行部の説明はほとんどありませんでした。以前、川崎元町議の質問でホームページのデザインについての質問がありましたが、どうしても視覚的な事などは言語で説明しきれません。会議の参加者全員が視覚的に確認できるデバイスの準備は会議の効率化、円滑化を進める上で必要ではないでしょうか。また、聴覚的アプローチについても同様です。徳島県的那珂町では議場に大型モニターを設置し、説明にパワーポイントを使って説明しているので、議会関係者のみならず、傍聴者にも非常にわかりやすい会議となっています。我々は今存在する技術をいち早く取り入れ、駆使してより良い会議運営を常に改善、向上させていくのが住民に対する義務のように感じます。このモニターとパワーポイントを使ってプレゼンテーションをするということは私が大学1年生の時に既にスタンダードでした。つまり、24年前からある技術です。また、会議場にホワイトボードを常設しておく事もおすすめ致します。町長

はどうやって会議の効率化、円滑化を図っていくつもりであるか、具体的なプランを示していただけたらと思います。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）ご質問の「会議の効率化、円滑化を具体的にはどう進めるのか」についてお答えします。施政方針で述べたとおりであります。議会会議においても、タブレット端末を活用した会議を進めておるところであります。今後、さらなる資料のデータ化、ペーパーレス化に努めて参りますが、これにつきましては議会との協議により、より良い形で進めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（三好東）はい。あります。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）この私が提案しました、議場にモニター、そしてパワーポイント、ホワイトボード、これは特にホワイトボードは、今すぐにでも購入すればできる事だと思います。あの、視覚的なものだとか、覚書的なものをやはり説明する時に、言葉でのみならずそういうものを使うっていうのは一般的に取り入れられていることですので、私達の町の会議の時にも是非取り入れていただけたらと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（河野）松本参事。

○参事兼総務課長（松本）三好議員の再質問についてご回答申し上げます。議場運営につきましては、議会での議論を重ねまして、いただけるという話、それを経まして執行部との協議という形になりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○1番（三好東）はい。

○議長（河野）三好君。

○1番（三好東）只今の答弁を受けますと、議会でもんでいくと、議会でも素案を作りまして行政執行部に提案をさせていただくということで、今後そういう話が議会の中でも町行政の中でも進んでいくという事で間違いないでしょうか。

○議長（河野）只今の質問につきましては、今後はですね、全員協議会でそういったものを協議していく、議会全体にかかわることでございますから、全員協議会でそういった話をしていく。議員諸兄のご意見がありましたら、そういうものを作っていくというような形で取組んで参りたいと、このように思います。議会と執行部両方の話でございますからね。ま、媒体を入れるという事になりますと、それだけの予算も必要になって参ります。そういったところも協議しながら進めていかなんたらいかんと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野）はい。以上で三好君の一般質問を終わります。

- 1番(三好東) ありがとうございます。
- 議長(河野) これをもちまして、一般質問を終わります。
- 議長(河野) これをもちまして、本日の日程はすべて終了致しました。次の本会議は、3月18日午前10時より再開致します。本日は、これをもって散会致します。ありがとうございます。

散会 午前11時46分

令和4年 第1回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第14号

令和4年2月28日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第1回定例会を招集する。

令和4年 2月21日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和 4年 2月28日 午前10時00分

閉会 令和 4年 3月18日 午後 0時06分 (会期19日間)

第3日目 (3月18日)

出席議員14名

1番	三好東曜
2番	松内広平
3番	十河茂広
4番	植田誠司
5番	西村宣之
6番	大野直樹
7番	三好重徳
8番	岡田芳正
9番	井上博道
11番	福家功
12番	福家利智子
13番	横井薫
14番	鈴木義明
15番	河野雅廣

欠席議員 1名

16番	安藤利光
-----	------

会議録署名議員

13番	横井薫
14番	鈴木義明

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	水 谷 香 保 里
総 務 課 長 補 佐	福 家 孝 司
議 会 事 務 局 書 記	戸 城 静 佳

地方自治法 121 条による出席者の氏名

町	長	前 田 武 俊
副 町	長	谷 岡 学
教 育	長	松 井 輝 善
参 事 兼 総 務 課 長		松 本 正 人
保 険 年 金 課 長		土 肥 奈 緒 美

傍聴人 6人

○議長（河野）おはようございます。開会前に、16番、安藤利光君より本日欠席届が出ております。只今、出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、只今から、本会議を再開致します。なお、録画用ビデオカメラの撮影を許可しております。

○議長（河野）只今より、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長 三好重徳君。

○議会運営委員長（三好重）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○議会運営委員長（三好重）7番、三好です。

○議会運営委員長（三好重）おはようございます。只今、議長より求められました、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催しました。開催にあたって、議会から議会運営委員5名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、松本参事の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

今定例会会期中、執行部から3件、議会から1件の追加議案が提出されました。提出された議案は、議案第37号「綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、議案第38号「令和3年度 綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」、報告第2号「寄附金の受納について」、また、議会から、発議第2号「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議について」の4件であります。協議の結果、今定例会にて審議することが妥当として決定し、これら4件を日程に追加することと致しました。

この後、町長より、提案理由の説明をいただき、追加する「議案第37号」及び「議案第38号」を、所管する厚生常任委員会に付託し、暫時休憩と致します。休憩の間に、厚生常任委員会を開催いただき、再開後、各常任委員会及び特別委員会の委員長報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を閉会致したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますと共に、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告と致します。

○議長（河野）お諮り致します。議会運営委員長の報告のとおり、本日町長より、追加日程第43、議案第37号、「綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、追加日程第44、議案第38号「令和3年度 綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」及び、追加日程第45、報告第2号「寄附金の受納につ

いて」の3件と、議会から、追加日程第46、発議第2号、「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議について」が提出されました。これら4件を日程に追加し、議題と致したいと思います。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認められます。よって、これら4件を日程に追加し、議題とすることに決定致しました。

○議長（河野）追加日程第43、議案第37号「綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」から追加日程第45、報告第2号「寄附金の受納について」の3件を一括議題と致します。

○議長（河野）本件について、只今より、提案理由の説明を求めます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい。議長

○議長（河野）町長。

○町長（前田）議長。

○町長（前田）ただ今、上程されました議案2件、報告1件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第37号「綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、令和4年2月24日に、令和4年第1回香川県後期高齢者広域連合議会定例会が開催され、「香川県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、「綾川町後期高齢者医療に関する条例」の引用条項について改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号「令和3年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、保険給付費において、医療費の直近の伸び率が高く、執行見込額を上回るため、4,020万円を増額補正し、補正後の歳入歳出の総額を31億9,240万6千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第2号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として匿名の方々より2万円、育英資金として綾川町陶6042番地1 宮本敬造様より50万円をご寄附いただき、ありがたく受納致しましたのでご報告します。

以上、議案2件、報告1件についての提案を申し上げましたが、詳細につきましては、厚生常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）お諮り致します。これより、委員会付託を議題と致します。議案第37号及び議案第38号を所管する厚生常任委員会に、付託したいと思います。これに、

ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号を厚生常任委員会に付託することに決定致しました。

○議長(河野) ここで、暫時休憩と致します。

休憩 午前10時06分

— 休憩中に、厚生常任委員会を開催 —

再開 午前10時39分

○議長(河野) 休憩前に引続き、会議を再開致します。

○議長(河野) これより、委員長報告を行います。委員長の報告を求めます。

○議長(河野) 総務常任委員長 大野直樹君。

○総務常任委員長(大野) はい、議長。

○議長(河野) 大野君。

○総務常任委員長(大野) 6番、大野。

○総務常任委員長(大野) それでは総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、3月9日午前9時30分より、綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールにおいて総務常任委員会を開催致しました。

委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、参事、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また4名の傍聴議員の出席がありました。

町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。

本定例会で当委員会に付託された案件は14件で、これより審議の内容と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第1号「綾川町地域振興基金条例の制定について」執行部に説明を求めました。執行部より、「合併町における地域住民の連帯の強化、合併関係町の区域における地域振興等を実施するために、合併特例債を活用して基金を造成するための本条例制定である。」との説明がありました。委員より、「適正に基金の運用できるか不明である。議論には時間かかかるため、選挙が終わり新しい議員で議論していただきたい。」との意見があり、執行部より、「基金の積み立ては、合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域の住民の連帯強化、旧市町村の区域における地域振興のため、ソフト事業に使うものである。合併特例債の有効期限が令和7年度になっており有効的に積み立てを行うものである。基金の運用についてはこれまでも慎重に運用を行っており、今後も同じである。基金については、毎年決算報告を行っている。」との答弁がありました。次に、委員より「選挙後の新議員ではなく、この場で協議す

べきである。採決していただきたい。」との意見がありここで、「討論」を許し、反対及び賛成討論を求めましたが、特になく、ここで討論を終結し採決に移りました。採決の結果、賛成多数により、原案どおり、承認することに決定を致しました。

次に、議案第3号「綾川町職員の定数に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「令和4年4月1日より、綾川町介護老人保健施設が指定管理者制度に移行することに伴い、綾川町介護老人保健施設の定数を削除し、一部職員を受け入れる陶病院の定数の改定を行うため、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第4号「綾川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために令和3年8月に人事院から『国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出』が出された。これにより地方公共団体の職員についても国の職員との間のつりあいを保つ必要があり、会計年度任用職員の育児休業・介護休暇等の取得要件を緩和するため、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第5号「綾川町職員の育児休業に関する条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「前議案と同じく、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援をするため育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するもので、『非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和』と『育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じる内容を新設』するため、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第7号「綾川町学校給食共同調理場条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「現在、共同調理場は、綾上小学校、綾上中学校、山田こども園へ給食提供を行っているが、中学校統合により綾上中学校が閉校し、令和4年度から、給食を提供する学校が綾上小学校1校となり、共同調理場の要件を満たさなくなることから、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第8号「綾川町民体育施設条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「中学校統合に伴い、令和4年4月以降、綾上中学校体育施設を、町民体育施設として使用するため、また、現在の使用状況に合わせるための文言等、条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第9号「綾川町立学校体育施設使用条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「中学校統合に伴い、学校名の変更により、条例の一

部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第13号「綾川町消防団条例の一部改正について」執行部に説明を求めました。執行部より、「令和3年4月13日付け消防長官通知により、消防団の処遇改善を行うため条例の一部を改正するものである。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第14号「令和4年度綾川町一般会計予算について」執行部に説明を求めました。執行部より、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107億2千881万6千円であると説明を受けました。また、債務負担行為として、過疎地域活性化促進事業で、期間は、令和6年度までとし、限度額2億9千600万円と設定する。」との説明がありました。執行部より、予算書に基づいて、詳細な説明がありましたので、新規及び重点項目などについて要約したものを報告申し上げます。

まず、歳出の議会費から消防費までの説明がありました。執行部より、議会費では、「委員会議事録の作成支援業務の試行費用を新規に計上。続いて、総務費の一般管理費では、『老健あやがわ』から一般行政職に職種変更になる職員の給与、県外へ研修派遣を予定している職員の特別旅費、定年延長に伴う新制度支援業務料、新しい町勢要覧作成委託業務委託料、個人情報保護制度の見直しに係る業務委託料、地域振興基金積立金を新規に計上。

介護老人保健施設総務費では、退職し指定管理者へ移行した職員の給与保障と『老健あやがわ』の指定管理者への貸付金として運転資金を新規に計上。

支所管理費では、支所及び綾上農村環境改善センターの水銀灯をLED照明に交換していく費用を計上。

地方振興費では、空き家実態調査及び計画改定支援業務委託料、ことでのバリアフリー化を目指した陶駅前整備設計業務委託料、挿頭丘駅エレベーター整備設計業務、国庫補助に該当しない空き家除却補助を新規に計上。

電子計算管理運営費では、コンビニ交付導入業務委託料、自治体DX推進業務委託料、コンビニ交付のシステムを使ったキオスク端末を導入する費用を計上。

徴税費の税務管理費では、令和6年度の評価替えに向けての航空写真共同撮影業務、標準宅地鑑定評価業務を新規に計上。また、税務手続きのデジタル化としてeLTA Xを通じた電子申告、申請手続き及び納付手段の拡大に伴い、基幹システムを改修する共通納税システム改修業務。また、軽自動車関係の手続等が共通納税に切替わることに伴い、基幹システムを構築する軽自動車税電子化対応業務をそれぞれ新規に計上。

選挙費では、町長・町議選、参議院選挙、知事選挙、財産区議員選挙における投開票事務等の経費を計上している。」との説明がありました。

消防費では、「常備消防費としては、綾川分署空調施設更新に伴うリース料を計上、非常備消防費として、小型動力ポンプ付積載車2台の更新費用を計上している。」との説明がありました。

次に、教育費から予備費までの説明がありました。「教育費の教育委員会費は、教育委員をはじめ各種委員報酬を計上、事務局管理費では、学校図書館司書、スクールソーシャルワーカー、ALT派遣業務委託費、小中学校管理費は、用務員・学校生活支援員の報酬、新型コロナウイルス感染症対策消耗品、小学校給食運営費で滝宮小学校と羽床小学校の調理業務の民間委託費、小学校建設費において、陶小学校プール改修工事費、昭和小学校屋外トイレ改修工事費、中学校送迎バス等運行管理費で通学バス等の委託料、旧中学校管理費において閉校となる綾上中学校の施設維持管理費、学校給食調理場費において調理器具等の更新費用を計上している。」との説明がありました。

「社会教育費は、社会教育管理費では、山なみ芸術祭開催への補助金、少年育成センター運営費では、育成補導員1名増員の人件費、公民館施設整備費では、滝宮公民館の2階ホール照明LED化の改修工事費、山田・西分・羽床上公民館の2階トイレ洋式化工事費等、文化財保護費では滝宮の念仏踊のユネスコ無形文化遺産登録に向けたPR等活動のための保存会への補助、資料館整備に向けた委託料、保健体育費の保健体育管理費では、西分体育館改修における基本設計及び実施設計の委託料、綾川町で開催される全国インターハイ自転車ロード競技のための負担金、運動公園施設整備費では、ふれあい運動公園駐車場及び広場の改修工事、総合運動公園テニスコート改修工事費を新規に計上している。」との説明がありました。

次に歳入の説明がありました。

執行部より、「町税の個人、法人町民税については、一部の業種において個人所得及び企業業績の伸びが鈍化していることを考慮して減額計上、固定資産税については、開発団地の増加及び安定的な設備投資等を見込み増額計上、軽自動車税環境性能割及び環境性能割交付金については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、税率を1%軽減する臨時的軽減措置が昨年12月末で終了したことにより、それぞれ増額計上。地方譲与税の地方揮発油譲与税は、環境性能の優れた低燃費の車両の増加及び原油の高騰等を考慮して減額計上。

各種交付金のうち、法人事業税交付金、地方消費税交付金及びゴルフ場利用税交付金においては、県からの資料、過去の実績及び本年度の交付状況等を考慮して増額計上している。」との説明がありました。

また、「総務費県補助金、地域少子化対策重点推進交付金は、結婚新生活支援事業として引っ越し費用分を新規計上、寄附金は、ふるさと納税寄附金の増額計上している。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第15号「令和4年度綾川町町営バス運送事業特別会計予算について」執行部に説明を求めました。執行部より、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,108万9千円である。歳出は、町内5路線の乗合バスと、3方面のデマンド型タクシー運行における運行経費用を計上している。」との説明がありました。特に質問

はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第24号「令和4年度綾川町育英事業特別会計予算について」執行部に説明を求めました。執行部より、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,530万1千円である。歳出において、継続貸与者を含め大学支度金5名、大学学資35名、高校学資18名、専修学校学資16名分の2,528万円を計上している。歳入については、基金繰入金1,594万円、一般会計繰入金166万7千円、返済金で767万7千円である。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第27号「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第7号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「補正予算全体の説明として、今回の補正は、全体で1億5,555万8千円を増額し、歳入歳出の総額を110億3,780万6千円とするものである。繰越明許費については、総務管理費において社会保障・税番号制度システム整備事業のうちマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係る経費と綾南農村環境改善センター空調機更新工事に係る経費を繰り越す。債務負担行為の補正については、西分体育館改修事業の期間を、過疎地域振興及び地域防災の観点と、費用対効果の上がる、より利用される施設改修を行うため、令和5年度まで変更する。

また、主な補正内容は、事業費の実績見込みによる補正で、公共施設長寿命化基金は、将来の施設更新への対応である。教育寄附金は、小中学校図書購入費寄附金で各100万円、教育振興寄附金で500万円の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「十一面観音立像について、現在の状況と今後の予定は。」との質問があり、執行部より、「現在、展示室の環境を整備しており、令和4年度返還に向けて準備を進めている。」との答弁がありました。

委員より、「昭和公民館エレベーター設置工事について、今後増額することはないのか。」との質問があり、執行部より、「予定通り工事は進んでおり、変更はない予定である。」との答弁がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第28号「令和3年度綾川町町営バス運送事業特別会計補正予算（第1号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,715万7千円とする。実績による減額補正である。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案第36号「令和3年度綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について」執行部に説明を求めました。執行部より、「歳入歳出それぞれ1,484万円を減額し、補正後1,094万1千円で、貸付人数確定によるものである。歳入については、育英基金繰入金は、貸付人数の確定による減額、一般会計繰入金は、育英事業

の地元就職応援事業本年度対象者確定に伴う減額補正である。繰越金は、本年度事業確定見込みの減額補正である。貸付返済金は、地元就職による減免対象者の確定による増額補正である。」との説明がありました。特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認を致しました。

次に、議案外審議の中で、重要と判断した事項について、ご報告を致します。

執行部より、「令和4年度地方税制改正について」説明がありました。「個人所得課税は、住宅ローン控除制度の規模を縮小する見直し、固定資産税は、景気回復に万全を期するため、令和4年度に限り、商業地等に係る固定資産税額の負担を軽減する見直し、また、地方税務手続きのデジタル化として、(タブレット不具合により一時中断) e L T A Xを通じた電子申告、申請手続き及び電子納付の対象税目、納付手段の拡大を図る見直しをするものである。なお、令和4年度地方税制改正に伴う町税条例の改正について、税制改正関連法案が国会で成立後に条例を改正するため、緊急を要する場合は専決処分をし、一番早い議会で承認を求めたい。」との説明がありました。

次に執行部より、「第4次5ヵ年計画(主要事業実施計画)について」説明がありました。委員より、「学校トイレの洋式化改修事業が完了したとのことだが、ウォッシュレットが不足しているのではないのか、衛生面において増設するべきと考えるが、学校からの要望はないのか。」との質問があり、執行部より、「トイレ改修計画段階で、管理上・衛生上の課題もあり、協議・検討の結果、整備していない。今のところ、学校からの要望はなく要望が出れば検討する。今後の研究課題である。」との答弁がありました。

次に、執行部より、「第4次綾川町行政改革実施計画(集中改革プラン)について」、「国土強靱化計画について」説明がありました。

午後3時10分、ここで、3月9日の審議をすべて終え、散会とし、3月11日、午後1時30分より、当常任委員会を再開しました。出席者は前回と同様、また、1名の傍聴議員の出席がありました。

執行部から「綾川町立綾南中学校部室改修工事」、「綾川町立昭和公民館エレベーター設置工事」、「綾川町B&G綾上海洋センター改修工事(建築)(電気設備)」、「綾川町ふれあい運動公園駐車場改修工事」、「綾川町立羽床小学校トイレ改修工事」の概要説明がありました。そののち現地踏査を行いました。

現地踏査終了後、午後3時28分より会議を再開し、質疑を受け付けました。委員より、「施設修繕にあたり、段差があるところの点検を行ってほしい。」との要望があり、執行部より、「今後とも施設の点検を実施し、段差解消に努める。」との答弁がありました。

すべての審議を午後3時32分に終え、総務常任委員会を閉会致しました。以上で総務常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(河野) 厚生常任委員長 福家利智子君。

○厚生常任委員長(福家利) はい、議長。12番、福家利智子。

○議長（河野） 福家君。

○厚生常任委員長（福家利） 只今から厚生常任委員会の、報告を申し上げます。

去る3月10日、午前9時30分より、綾南農村環境改善センター多目的ホールにおいて、厚生常任委員会を開催致しました。

出席者は、委員4名（欠席1名）と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局長、また、5名の傍聴議員の出席がありました。本定例会より当委員会に付託された案件は、20件であり、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。これより審議の経過と結果をご報告致します。

最初に、議案第2号「綾川町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の全部改正について」執行部より、「地方自治法に基づき手数料の条項を削除する。また、関連する綾川町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例施行規則も同様に削除する。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第6号「綾川町国民健康保険税条例の一部改正について」執行部より、「保険税率の減額改定に伴うもので、改定にあたっては、県への事業費納付金や標準保険料率、更には一般会計からの貸付金の返済終了、国保財政調整基金の保有額等、本町の国保財政状況を踏まえた上で行う。施行期日は令和4年4月1日で、令和4年度分以後の保険税に適用する。」との説明がありました。これに対して、委員より、「今回、賦課限度額の変更は行わないのか。」との質問があり、執行部より、「3月末に上位法である地方税法が改正された後に、専決処分にて実施予定である。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第10号「綾川町医療費助成条例の一部改正について」執行部より、「子育て支援、少子化対策として、子育て支援医療費助成制度における、支給対象年齢を、18歳に達する日以後最初の3月31日までに拡充するもので、対象者は600人ほど、医療費は1,000万円ほど増加となる見込みである。施行期日は、令和4年4月1日で、令和4年4月診療分に係る医療費から対象とする。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第11号「綾川町認定こども園条例の一部改正について」執行部より、「令和3年度をもって、山田こども園粉所分園を廃止するものである。」との説明がありました。これに対して、委員より、「地元から跡地利用の要望はあるのか。」との質問があり、執行部より、「昨年12月の地元説明会後は、特に進展はない。今後も、引き続き地元と協議を進めて行く。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第14号「令和4年度綾川町一般会計予算について」執行部より、予算書に基づいて詳細な説明がありましたので、新規及び重点事項などについてご報告します。

初めに、歳出において、「総務費」の「戸籍住民基本台帳費」では、マイナンバーカード取得促進の人件費を計上している。また、コンビニ交付システム導入費は、総

務課にて計上、「民生費」の「社会福祉費」、「社会福祉総務費」では、成年後見制度の利用促進に関する中核機関への委託料、法人成年後見事業補助の増額その他、生活困窮者対策事業及び、障害や高齢など複雑な課題を支援するための重層的支援体制整備事業の委託料を新規計上、重度心身障害者等医療費、国民健康保険特別会計操出金は減額計上、指定管理移行後の老健事業繰出金を計上している。「老人福祉費」では、後期高齢者医療事業費は保険料の改定などにより増額計上、「人権・同和対策事業費」では、南原改良住宅除却に伴う設計費用を計上、「社会福祉施設費」では、社会福祉協議会への補助として、小規模多機能型居宅介護の施設運営も含め増額計上、「児童福祉費」の「こども園費」では、新たに情報通信技術（ICT）を活用した保育業務システムの導入費用、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を活用した保育教諭等の処遇改善対策費用、施設整備として羽床上こども園大規模改修工事費、また、次年度改修を予定している羽床こども園の設計費用などを計上、「児童福祉総務費」では、子育て支援医療費支給事業費は支給対象年齢拡充により増額、病児保育室「うぐいす」と滝宮こども園内「ひだまり」の運営費を計上、「母子福祉費」では、小学生を対象とした、ひとり親家庭学習支援事業を計上、「児童館費」では、児童の利用や子育てサークル「ひよこ広場」等の運営費を計上、「子育て支援対策事業費」では、子ども子育て支援事業計画中間評価の業務委託料を計上している。

新規事業として、結婚支援として、EN-MUSUかがわの登録料補助と小学校入学時に支給する入学祝い金、子育て支援センター「にじ」、「しいのき」の利用者が、ことでん車両を借り上げて、ふれあい遠足をする際の費用、子育て支援施設「きらり」で、かがわ健やかこども基金を活用し低年齢児向け遊具の購入費、放課後児童クラブ支援員の処遇改善などに要する費用を計上している。

「衛生費」の「保健衛生総務費」では、「母子保健事業」で、幼児の健診で使用する尿検査と屈折検査の機器を購入、「予防費」では、がんの治療に伴う外見の変化に対するアピランスケア助成、予防接種で子宮頸がんワクチン接種の再開に伴う費用、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けての費用を計上、また、「新型コロナウイルス感染症対策費」では、PCR検査等の助成の継続及び町内医療機関がPCR検査機器を購入する際の補助費用を計上している。また、「衛生費」の「ごみ処理費」では、最終処分場の土堰堤築堤工事設計業務、公共施設の草刈、剪定くずの堆肥化として循環型堆肥化事業の委託料を計上、「し尿処理費」では、水路破損による擁壁の修繕工事を計上、「美化推進費」では、『綾川町グリーンボランティア制度』導入による消耗品費やごみ収集運搬業務委託料を計上している。」との説明がありました。

委員より、「保育システム導入の経緯について」質問があり、執行部より、「県内でも導入している保育施設が増えてきており、業務改善の観点から現場の保育教諭からの意見も聞き、導入を進めている。」との答弁がありました。

また、委員より、「EN-MUSUかがわの登録者数、成婚者数と他の同事業への登録補助について」質問があり、執行部より「登録者数及び成婚者数は、2019年7

月末現在で、マッチング会員数1,245名、マッチングによる成婚者数は61組である。また、登録料の補助については、今回の補助は、香川県が公益財団法人に委託し実施している事業であることから補助することとしている。その他の婚活事業への補助については、今のところ考えていない。」との答弁がありました。

また、委員より、「こども園での食育について」の質問があり、執行部より「食育について、町管理栄養士が各施設を巡回し、子どもたちに「食」の知識と大切さを伝えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「放課後児童クラブ支援員の処遇改善について」質問があり、執行部より「委託料を増額計上し、処遇改善に取り組む。」との答弁がありました。

また、委員より、「子宮頸がんのワクチンは以前と違うものか。」との質問があり、執行部より、「以前と同じものである。」との答弁がありました。また、5歳から11歳を対象とした新型コロナワクチン接種については、「リスクについて周知をし、慎重に行ってほしい。」との質問に、執行部より、「リスクと効果の両面について周知していく。」との答弁がありました。他には、「保健事業と介護予防の一体的実施について具体的に。」との質問があり、「データを分析し、地域の健康課題を抽出し、高齢者特にハイリスクの方への支援を強化する。」との説明がありました。また、「PCR検査センターの稼働状況は」との質問があり、執行部より検査数等について説明がありました。

また、委員より、ごみ削減の数値化、堆肥化事業の木くず対策、ふん尿におけるバイオマス研究についての要望がありました。

続いて、歳入について一括して説明を求めました。執行部より、関係している分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の説明がありました。

ここで、委員より、「5歳から11歳への新型コロナワクチン接種に関しては、リスクしか認められない。行政は保護者に対して12歳から20歳のワクチン接種で得られたリスク情報を死亡、重篤、後遺症のデータ、未接種でコロナ感染した12歳から20歳の死亡、重篤、後遺症のデータを見比べられるように示すべきであり、保護者に十分な情報提供を行なったとは言えず、クーポンに同封した説明文も不十分なため、令和4年度綾川町一般会計予算については反対である。」との意見がありました。他に意見はなく、ここで採決をとり、採決の結果、賛成多数により、執行部の原案どおり、承認することに決しました。

次に、議案第16号「令和4年度綾川町国民健康保険特別会計予算について」執行部より、「予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億3,647万6千円で、歳出では、医療費の給付実績伸び率から保険給付費は増額、県の示す国保事業費納付金は減額計上、保健事業費は、今まで実施していた事業の組み換えで「国保ヘルスアップ事業費」として重複・頻回受診者や特定健診後の対象者の抽出などの費用を計上、その他、財政基盤安定の返還金を新規計上している。

歳入では、税率の引下げに伴い保険税は減額、保険給付費の増額に伴い普通交付金は増額、また、未就学児均等割額の減額開始に伴い、それぞれの公費負担分を新規計上。その他、第三者納付金の高額案件を計上している。」との説明がありました。

委員より、「特定健診の結果のお知らせについては、健康年齢の表記に加え予防も含めての通知を。」との質問に、執行部より「疾病の予防も含めてさらに啓発をしていく。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第17号「令和4年度綾川町国民健康保険診療所特別会計予算について」執行部より、「予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,986万7千円で、歳出では、総務費において、コロナウイルス感染症対策として駐輪場を改造し、発熱患者を診察するための待合を設置する費用やエアコン購入費を計上。医業費では、CT及びX線TV装置のリース料は再リースにより減額。レセプトコンピュータ、ポータブル型超音波画像診断装置等はリースによる更新のため新規計上している。歳入は、実績から診療収入は減額、介護サービス収入は増額計上している。」との説明がありました。これに対して、委員より、「歳入における文書料とは何か。また、減額となる原因は。」との質問があり、執行部より、「介護保険の主治医意見書や健康診断文書料などで、地区の人口減少による患者数の減少が考えられる。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第18号「令和4年度綾川町後期高齢者医療特別会計予算について」執行部より、「予算総額は、歳入歳出それぞれ4億2,288万円で、保険料、賦課限度額の増額改定に伴い、歳出では、保険料市町負担金及び基盤安定拠出金を増額。歳入では、保険料及び基盤安定繰入金を増額計上している。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第19号「令和4年度綾川町介護保険特別会計予算について」執行部より、「予算総額は、歳入歳出それぞれ32億5,686万6千円で、令和3年度の実績見込みと新年度の給付を見込み、各事業の予算を計上している。」との説明がありました。これに対して、委員より、「過度の介護サービスを受けないようにするための取り組みとその効果はどうか。」との質問があり、執行部より、「適正化システムも導入し、ケアプランチェックを行っている他、ケアマネジャーに対する研修もしっかりおこなっている。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第20号「令和4年度綾川町火葬事業特別会計予算について」執行部より、「予算総額は、歳入歳出それぞれ4,884万1千円で、主なものは、火葬炉の側壁耐火材修繕、収骨堂、炉前ホールの自動ドア3カ所の老朽化による修繕を計上している。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第21号「令和4年度綾川町墓園事業特別会計予算について」執行部より、「予算総額は、歳入歳出それぞれ522万9千円である。」との説明がありました。これに対して、委員より、「多様なニーズに応えていただきたい。」との要望がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第25号「令和4年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計予算について」執行部より、「病院事業収益は13億2,630万9千円、病院事業費用13億2,518万5千円の見込みである。資本的支出では、エレベーター制御盤装置取替え、多人数用透析装置更新、電子カルテサーバー更新等、有形固定資産購入費が、前年度から大きく増加する見込みである。」との説明がありました。これに対して、委員より、「病院食の提供による健康改善について」質問があり、執行部より、「病院では健康教育等の保健事業や予防医学を行っている。食事については食事療養費の範囲でより良いものを提供する。」との答弁がありました。

また、委員より、「透析患者への対応について」質問があり、執行部より、「今後、透析に携わる医師の確保に努めていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「電子カルテ等のシステム経費に対する費用対効果について」質問があり、執行部より、「現在使用しているシステムのサーバー更新のため、新規の購入と比較して費用対効果は高い。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第26号「令和4年度綾川町介護老人保健施設事業会計予算について」執行部より、「指定管理により介護収益は0となり、赤字計上の予算となる。企業債償還に伴う経費及び車両の購入等の経費として、一般会計繰入金として2,600万1千円を計上している。」との説明がありました。これに対して、委員より、「車両の購入等を含め、今後の運用について」との質問があり、執行部より、「指定管理募集要項に、購入・更新・修繕等において20万以上は町が負担することとなっている。また、今後の運用に関しても協定書を結び適切に実施していく。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第27号「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第7号）について」執行部より、歳出において、事業の執行見込みにより増額補正するものは「民生費」の「社会福祉費」で、高齢者いきがい館のエアコン修繕費、「障害者自立支援施行事業費」で障害サービスの給付費、「保健衛生費」の「新型コロナウイルス感染症対策費」でワクチン接種会場で使用している暖房器具の燃料費、「児童福祉費」の、「子育て支援医療費支給事業費」で対象年齢拡充に伴うシステム改修委託料を新規計上、減額補正では、「民生費」の「社会福祉費」で民生児童委員の研修費、「介護保険事業特別会計繰入金」で事業費確定見込による減額、「衛生費」の「保健衛生費」では、新型コロナウイルス感染症対策費としてPCR検査センターの経費の減額計上である。その他、減額補正は、事業費の確定や確定見込みに伴うものである。また、歳入の主なものについては、「使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入について、事業費の確定や確定見込みに伴う補正である。」との説明がありました。委員より、「未就園児家庭訪問時の留守世帯への対応について」質問があり、執行部より、「家庭訪問は2人体制で行っているが、留守家庭には、「子育て支援施設きらり」のリーフレット等を置き啓発に努めている。また、不在者への電話対応については、来年度の課

題として検討したい。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第29号「令和3年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ6,904万円を増額するもので、歳出では、医療費の実績見込みによる保険給付費の増額、人間ドックの受検者数減少に伴う保健事業費の減額、決算見込みによる基金積立金の減額。歳入では、コロナ減免の確定による国庫支出金の増額、保険給付費の増額に伴う普通交付金の増額が主なものである。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第30号「令和3年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ829万円を減額補正するもので、歳出では、実績見込みによる医業用消耗機材費の減額、介護支援専門員補充に係る人件費の減額。歳入では、実績見込による診療収入の減額、コロナワクチン接種に係る町および県の補助金の増額が主なものである。」との説明がありました。これに対して、委員より、「歳入での県補助金および町協力金の内容は。」との質問があり、執行部より、「町協力金は集団接種、個別接種、施設入所者接種に協力した医療機関に支払われるもので、県補助金は、時間外、休日にワクチン集団接種会場に医療従事者を派遣した実績に応じ交付されるものである。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第31号「令和3年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ47万1千円を減額するもので、歳出では、広域連合納付金はそれぞれ確定による減額及び見込による増額。歳入では見込みによる保険料の増額及び確定による繰入金の減額補正などである。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第32号「令和3年度綾川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ637万7千円を減額するもので、事業費の確定見込による減額補正である。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

午後4時58分、ここで10日の審議を一度終え、延会とし、3月15日、午後1時半より、審議を再開しました。出席者は前回と同様（欠席委員1名）の出席がありました。

まず、議案第33号「令和3年度綾川町火葬事業特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「予算総額に変更はなく、財源振替によるものである。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案第34号「令和3年度綾川町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「予算総額は、歳入歳出それぞれ268万8千円の増額補正であり、実績見込みによるものである。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、議案外審議の中で、重要と判断した事項について、ご報告致します。

執行部より「綾川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の制定について」説明がありました。これに対して、委員より、「今後のスケジュールは。海外の先進地を参考にしてはどうか。」との質問があり、執行部より、「協議会等で報告する。海外の先進地については、研究する。」との答弁がありました。

次に、執行部より「綾川町グリーンボランティア支援事業実施要綱の制定について」説明がありました。これに対して、委員より、「個人にスポットがあたるように町から表彰等はあるのか。」との質問があり、執行部より、「継続的に活動する個人・団体については検討していく。」との答弁がありました。

次に、委員より、「ボランティア活動時の保険加入」についての質問があり、執行部より、「保険の加入を考えている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「第4次5ヵ年計画（主要事業実施計画）」について説明がありました。これに対して、委員より、「循環型堆肥化事業について、枝を粉砕するチップを導入しては。」との質問があり、執行部より、「将来的に研究する。」との答弁がありました。

次に、執行部より「第4次綾川町行政改革実施計画（集中改革プラン）」について説明がありました。

次に、執行部より「国土強靱化計画について」説明がありました。

次に、執行部より「綾川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直しについて」説明がありました。これに対して、委員より、「温室効果ガス削減対策について、グリーン購入等も含めた方法を考えてみては。」との要望がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

次に、執行部より「買物弱者支援事業について」「令和4年度より車両2台体制で販売地域を拡大し、販売箇所は現在の29カ所から43カ所に増やして買い物弱者支援の充実を図る。新たな車両の納入が時間を要しており、4月末から5月初め頃に2号車の運行開始予定である。」との説明がありました。

すべての審議を午後3時23分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

続いて、本日、追加議案として上程され当委員会に付託された議案2件について、審議内容と経過をご報告致します。

本日、3月18日午前10時17分より、第2会議室において、厚生常任委員会を開催致しました。出席者は、委員4名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、参事、関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。

まず、議案第37号「綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」執行部より、「香川県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部改正が行われたことに伴い、引用条項にずれが生じたため改正するもので、施行日は令和4年4月1日である。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認致し

ました。

次に、議案第38号「令和3年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ4,020万円を増額するもので、歳出では、医療費の直近の伸び率に合わせ、不足が予測される額を増額。歳入では、普通交付金を同額補正するものである。」との説明がありました。特に質問もなく委員一同異議なく承認致しました。

すべての審議を午前10時23分に終え、厚生常任委員会を閉会致しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）建設経済常任委員長 植田誠司君。

○建設経済常任委員長（植田）はい、議長。4番、植田です。

○議長（河野）植田君。

○建設経済常任委員長（植田）只今より、建設経済常任委員会の審議内容をご報告致します。

去る、3月14日午前9時26分より午後2時24分までの間、綾南農村環境改善センター2階・多目的ホールにおいて建設経済常任委員会を開催致しました。出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、参事以下所管する当該職員、そして2名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、さっそく審議に入りました。

2月28日の本会議で当委員会に付託された案件は、議案6件です。これより審議の経過と結果をご報告致します。

まず、議案第12号「綾川町下水道条例の一部改正について」説明を求めました。執行部より、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による、下水道法の改正により、民間事業者等が設置、及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が新規に創設されたため、排水設備等の新設や当該設備等の工事に係る手続きを定める規定について、所要の改正を行うものである。」との説明がありました。委員からの質問はなく、委員全員異議なく、これを承認しました。

次に、議案第14号「令和4年度綾川町一般会計予算について」説明を求めました。まず、執行部より、歳出として、「経済課関係の主な事業としては、認定農業者育成事業や農業振興補助事業、林道改良事業などの農林業振興事業、基盤整備事業などの土地改良事業、観光PR事業や公園・キャンプ場施設管理運営などの観光振興事業や多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業などであり、新規事業として、農業振興公社小規模農家支援事業補助、新規就農者経営発展支援事業補助、企業立地推進調査委託、中小事業者等事業転換支援補助、綾川町の観光PR動画撮影委託、域内連携促進事業委託、公園及びキャンプ場のトイレ改修工事、キャンプ場活用基本計画策定支援業務委託などを計上している。また、建設課関係の主な事業としては、通学路等の安全対策のための交通安全対策施設整備事業、道路台帳統合電子化事業、橋梁長寿

命化修繕事業における修繕計画の一部改訂や橋梁1橋の修繕工事、町道6路線の改良工事等を行う町道改良事業などであり、新規事業として、長柄ダム再開発事業に係る町道改良事業、都市計画マスタープランの改訂業務委託、小羽毛池埋立地における公園整備事業などを計上している。」との説明がありました。

続いて、執行部より、歳入について、「経済課関係、建設課関係ともに、事業に係る分担金や国・県補助金が主なものである。他に経済課関係では、森林環境譲与税、あやがわスマイル応援券売上収入や、うどん会館指定管理者からの納付金などがあり、建設課関係では、住宅や道路の使用料、都市計画手数料などがある。」との説明がありました。

委員より、「新年度における合併処理浄化槽設置補助の申請件数の見通しについて」質問があり、執行部より、「今年度は86基の申請があり、件数としては非常に多かった。この実績を踏まえた上で、来年度は94基分を計上している。」との答弁がありました。

また、委員より、「小羽毛池埋立地以外での、農村公園を含む公園の整備予定について」質問があり、執行部より、「建設課所管の公園整備は、昨年度策定した『身近な公園整備基本計画』に基づき検討していく。また、経済課所管の農村公園については、定期的な見回りや、地元運営協議会からの要望を聞きながら修繕をしていく。」との答弁がありました。

また、委員より、「新規就農者経営発展支援事業補助制度のPR方法について」質問があり、執行部より、「県発行のパンフレットでの周知の他、農業委員会が開催している新規就農相談会や、随時行っている窓口での相談の折に周知していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「増加するイノシシ捕獲への対応について」質問があり、執行部より、「捕獲依頼があった場合、猟友会へ連絡し、罠の設置など、対応してもらっている。」との答弁がありました。

また、委員より「あやがわスマイル応援券の発行について」質問があり、執行部より、「新年度では、当初2万セットの発行を予定しており、今後のコロナ禍の状況をみながら対応していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「あやがわサマーフェスティバルの実施時期、及び駅バルの開催について」質問があり「サマーフェスティバルについては9月中旬で予定している。また、駅バルについては賑わい創設業務委託料として計上しており、新年度には、コロナ禍の状況をみながらではあるが、開催したい。」との答弁がありました。

また、委員より、「あやがわスマイル応援券2万セットの発行時期や、募集方法などについて、十分に検討してもらいたい。」との要望がありました。他に質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第22号「令和4年度綾川町農業集落排水事業特別会計予算について」説明を求めました。執行部より、「栗原地区農業集落排水処理施設の維持管理に要する

費用を計上しており、歳入としては、使用料、繰入金が主なものである。」との説明がありました。委員からの質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第23号「令和4年度綾川町下水道事業特別会計予算について」説明を求めました。執行部より、「歳出では、中讃流域下水道大東川処理区及び特定環境保全公共下水道に係る維持管理や建設に要する費用を計上しており、主な事業としては、令和2年度からの継続事業である地方公営企業会計移行業務や、町道北小路北線の道路改良事業に併せた下水道管布設工事を予定している。また、歳入では、事業に係る分担金や国・県補助金、町債の他、使用料や一般会計からの繰入金などが主なものである。」との説明がありました。委員からの質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第27号「令和3年度綾川町一般会計補正予算（第7号）について」説明を求めました。まず、執行部より、繰越明許費について、「経済課関係では、農林水産業費の農業費で2件、商工費で1件の計3件あり、1件目の県営地域ため池整備事業は、地元との設計変更協議に不測の日数を要したため、繰り越すものである。2件目のため池ハザードマップ支援事業は、地元調整や周知看板を設置する場所などの選定に不測の日数を要したために繰り越すものであり、3件目のあやがわスマイル応援券発行事業は、有効期限が令和4年度にかかることから、これに伴う換金経費について繰り越すものである。また、建設課関係では、土木費の道路橋梁費において、道路改良事業5件、町道新設改良事業補助金事業1件の計6件あり、コロナ禍による製品納入の遅延や、用地買収に係る地元調整に不測の日数を要したことなどから、繰り越すものである。」との説明がありました。

次に、執行部より、債務負担行為補正について、「建設課関係の道路台帳統合電子化事業において、入札執行により、事業費が減額となったことによる限度額の補正である。」との説明がありました。

続いて、執行部より、歳出について、「経済課関係、建設課関係ともに事業の執行見込により補正するものであり、経済課関係では、農業振興推進補助金、みんなで守る地域農業整備事業費、県営ため池耐震化整備事業費、中山間地域等直接支払事業費、営業時間短縮協力金の増額分を除き、減額補正を行うものである。また、建設課関係では、2路線における町単独道路改良工事及び、町道新設改良事業補助金における委託料等の増額分を除き、減額補正を行うものである。」との説明がありました。

次に、執行部より、歳入について、「経済課関係、建設課関係ともに、各事業費の増減に伴う、分担金や国・県補助金の補正が主なものであり、併せて使用料及び手数料なども決算見込みにより、補正するものである。」との説明がありました。

委員より、「多面的機能支払事業補助金の減額について」質問があり、執行部より、「地区数の減ではなく、国の補助率の変更により減額したものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「多面的機能支払事業補助金に係る申請を、できる限り簡素化して

ほしい。」との要望がありました。

他に質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第35号「令和3年度綾川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。執行部より、「債務負担行為及び地方債の補正に関しては、今年度における事業の執行見込みにより補正するものである。歳出では、公営企業会計適用債に係る、元金償還金の増額分を除き、減額補正を行うものである。また、歳入では、分担金の納入見込みや、繰越金の確定による増額分を除き、決算見込みにより減額補正を行うものである。」との説明がありました。委員からの質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案外審議の中で、特に重要と判断された事項について、ご報告致します。

執行部より、「第4次5ヵ年計画について」、新規事業を中心に説明がありました。委員より、「長柄ダム再開発事業を踏まえた、農業集落排水事業の今後の見通しについて」質問があり、執行部より、「施設の老朽化なども考慮した上で検討していくが、基本的には、合併処理浄化槽への転換を考えており、地元に対しても説明を行っていきたい。」との答弁がありました。

また、執行部より、「第4次綾川町行政改革実施計画について、引き続き、事務事業の見直しや、組織機構の適正化など、行政改革に努めていく。」との説明がありました。

次に、執行部より、「国土強靱化計画について、新規事業として、長柄ダム再開発事業関連で、町道栗原長柄線の道路改良事業を追加した。」との説明がありました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野）綾川町立学校等再編整備調査特別委員会 副委員長 松内広平君。

○学校再編特別委員副委員長（松内）はい、議長。

○議長（河野）松内君。

○学校再編特別委員副委員長（松内）2番、松内です。

○学校再編特別委員副委員長（松内）只今より、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会の、ご報告を致します。

去る、3月16日午前9時30分より、綾南農村環境改善センター2階ホールにおいて学校等再編整備調査特別委員会を開催致しました。出席者は、委員13名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長をはじめ、関係課長及び課長補佐、議会事務局局長の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、協議に入りました。協議内容につきましては、要約した内容報告とさせていただきます。

まず、最初に、「綾川町立中学校統合準備検討会における今年度の経過報告、統合準備支援金の給付及び通学支援について」説明がありました。これに対し、委員より、「ことでん陶駅周辺は、雨天時など大変混雑しているが、令和4年度における整備予定は。」との質問があり、執行部より、「建設課において道路整備の予定はないが、総務課において陶駅前の整備を予定している。整備内容については、今後、「ことでん」などとも協議を行った上で、適宜、報告させていただく。」との答弁がありました。

また、委員より、「通学バスの乗車試乗を行うということだが、中学校内のバスやタクシーの停車位置等は決まっているのか。」との意見があり、執行部より、「通学バスは、玄関前の生徒昇降口の前に、タクシーの駐車場についても3台分確保している。」との答弁がありました。

また、委員より、「府中造田線の歩道については、本来の計画である2.5mでの整備についても、早期に完成させるようお願いしたい。また、自転車が事故を引き起こすこともあるため、生徒に対する安全教育の徹底もお願いする。」との要望がありました。

次に、執行部より、「綾川中学校の校歌制作における進捗状況について」説明があり、ピアノ伴奏曲と併せて、松井教育長の独唱で校歌が披露されました。また、執行部より、「入学式及び開校式で、合唱部の生徒が歌って、生徒や参列者にお披露目する。」との説明がありました。委員より、「校歌を聴くことができ良かった。お祝いの意味をこめて、防災無線で校歌を流してはどうか。」との意見があり、執行部より、「内容について協議させていただきたい。」との答弁がありました。

その他について、執行部より、綾川中学校の開校式の案内がありました。

次に、委員より、「中学校統合も完了したので、今回をもって綾川町立学校等再編整備調査特別委員会を廃止してはどうか。」との意見があり、他の委員からも特に意見もなく、今回をもって本委員会を廃止することを了承致しました。

他に質問はなく、午前10時5分にすべての協議を終え、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会を閉会致しました。

以上で、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） 只今の、綾川町立学校等再編整備調査特別委員会副委員長の報告のとおり、当特別委員会は中学校統合完了に伴い、本定例会をもって廃止致します。

○議長（河野） これより、採決を行います。

○議長（河野） 議案第1号、「地域振興基金条例の制定について」を採決致します。

○議長（河野） 本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第2号「綾川町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の全部改正について」から、議案第13号「綾川町消防団条例の一部改正について」までの12件を一括して採決致します。

○議長（河野） これら12件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第13号までの12件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第14号「令和4年度 綾川町一般会計予算について」を採決致します。

○議長（河野）この採決は、起立によって行います。

本案に対する各委員長の報告は、可決です。本案を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立10名）

○議長（河野）ありがとうございました。起立多数であります。

○議長（河野）よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第15号「令和4年度 綾川町町営バス運送事業特別会計予算について」から、議案第26号「令和4年度 綾川町介護老人保健施設事業会計予算について」までの12件を、一括して採決致します。

○議長（河野）これら12件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）「異議なし」と認めます。

○議長（河野）よって議案第15号から議案第26号までの12件は原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第27号「令和3年度 綾川町一般会計補正予算（第7号）について」から、議案第36号「令和3年度 綾川町育英事業特別会計補正予算（第1号）について」までの10件を 一括して採決致します。

○議長（河野）これら10件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第36号までの10件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第37号「綾川町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決致します。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第38号「令和3年度 綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決致します。

○議長（河野）本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）諮問第1号「綾川町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題と致します。

○議長（河野）お諮り致します。本諮問に対し、「意見なし」と答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、「意見なし」と答申することに決しました。

○議長(河野) 発議第1号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。

○議長(河野) お諮り致します。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに致しました。

○議長(河野) 皆様にちょっとお諮り致します。もう間もなくお昼の時間となりますけれども、延長して審議してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(河野) はい。ありがとうございます。

○議長(河野) 発議第2号「ロシアによるウクライナ侵攻に対する抗議決議について」を議題と致します。

○議長(河野) お手元に配布のとおり、12番、福家利智子君から案をそなえ提出されております。

○議長(河野) 本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。12番、福家利智子君。

○12番(福家利) はい。議長。12番、福家利智子。

○議長(河野) 福家君。

○12番(福家利) 只今、議長より求められました、発議第2号「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議案」の提案理由についてご説明を申し上げます。去る2月24日、ロシアは隣国ウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含む多くの犠牲者を出す事態となっています。

武力による現状変更は、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かし、明らかに、国際法及び国連憲章に違反するものであり、その非人道的な行為は、断じて、容認できるものではありません。

令和2年3月に、「非核平和都市宣言」を決議した本町議会としても、平和を愛し、人類の共存を願う立場から、ロシア軍の即時攻撃停止と完全撤退を行うよう強く求めるとともに、平和的解決と世界の恒久平和の実現を強く願うため、本案を提出致した次第です。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただきご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

○議長(河野) これより質疑を省略し、討論を許します。

○議長(河野) まず、反対者の討論を許します。

○1番(三好東) はい。議長

○議長(河野) 三好東曜君。

○1番(三好東) 「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議案」につきまして、反対討論をさせていただきます。全面的に反対というわけではありません。まず最初に、そのことを申し上げます。

我々は議員としてあらゆる武力行使・戦争に対して断固反対し、非戦、非暴力、中立の立場を貫かないといけないのではないのでしょうか。この決議内容では「綾川町議会はウクライナを支持している」「悪者はロシアだと思っている」と勘違いされる事が問題なので、反対討論をさせていただきます。

ポイントは3つあります。1つ目は、争いごとにおいては完璧に一方が悪いということはなく、ロシア、ウクライナ双方が武装解除しなければこの戦争は終結しません。2つ目のポイントです。本来は和平交渉をするべきである周辺諸国が軍事的支援をしていることは戦闘を続けることを暗に支持し、日本政府も防弾チョッキを軍事支援していることがあげられます。3つ目は、マスコミが偏向報道をして世論を誘導している可能性が高いことがあげられます。

以上の3点において私は本決議内容では「綾川町議会はウクライナを支持している」「悪者はロシアだと思っている」と勘違いされることが懸念されますので反対致します。我々議員は、こと国際的な紛争に関しては非戦、非暴力、中立を貫くべきです。

「ロシアとウクライナの紛争及びそれに付随する軍事行動と軍事支援、マスコミの偏向報道による世論の誘導に断固抗議する決議」と改定するのならば、しなければ、非戦、非暴力、中立を守れず、ロシア語を話さないウクライナ人達の暴力による報復支持に繋がる可能性のある決議であることを申し上げます。

以上の理由におきまして、この決議では綾川町議会はウクライナを支持している、悪者はロシアだと思っていると勘違いされることが懸念されるので反対討論とさせていただきます。

○議長(河野) 他に反対者はございませんか。

○議長(河野) 次に、賛成者の発言を許します。

○議長(河野) 7番、三好重徳君。

○7番(三好重) はい、議長。

○議長(河野) 三好君。

○7番(三好重) 発議第2号の決議案について、賛成の立場で述べさせていただきます。

ロシアによるウクライナへの侵攻開始から、3週間が経過し、戦況は悪化の一途をたどっており、民間人を含む多くの人命が奪われ、財産と自由が失われていることに、強い憤りを覚えます。

いかなる異論や不満があろうとも、一つの国が、力で相手の国を圧殺しようとするなど言語道断であり、このような暴挙に対し、「非核平和都市宣言」を掲げている町議会として、到底、容認できるものではありません。

今ここで、最も重要なのは、一刻も早い停戦と平和的解決であると考えます。本議案は、そのことに主眼を置いた決議文となっており、この原文に賛成するものであります。

以上、議員各位のご賛同をいただけますよう、お願いを申し上げ、賛成討論と致します。

○議長（河野） 他にございませんか。

○議長（河野） これで討論を終結致します。

○議長（河野） これより採決を行います。

○議長（河野） この採決は起立によって行います。

○議長（河野） 本案を採択することに、賛成諸君の起立を求めます。

（起立10名）

○議長（河野） はい。賛成多数でございます。ありがとうございました。

○議長（河野） よって本案は、採択されました。

○議長（河野） 以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了致しました。

○議長（河野） 従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会致したいと思います。

○議長（河野） 閉会することに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

○議長（河野） よって、本定例会は、本日で閉会することに決定致しました。これで、本日の会議を閉じます。

○議長（河野） 令和4年 第1回 綾川町議会 定例会を閉会致します。

ありがとうございました。

閉会 午後 0時06分